

医療と消費税、事業承継について



2023年2月2日
公益社団法人 日本医師会
常任理事 宮川 政昭



日本医師会 キャラクター
「日医君(にちいくん)」

Japan Medical Association

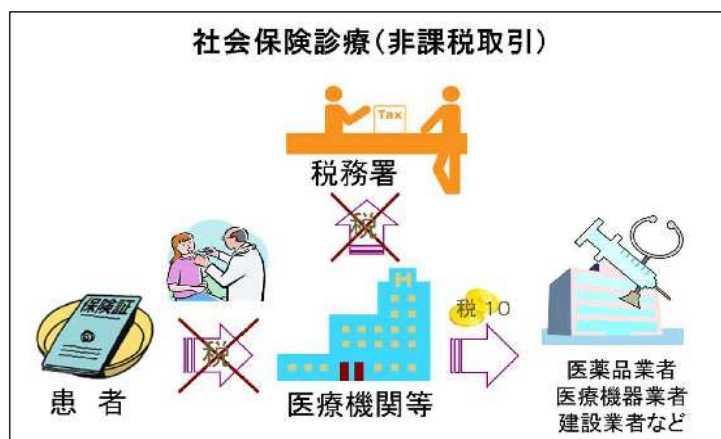
本日の内容

- I. 医療と消費税について
- II. 事業承継について
- III. その他
 - 1. 令和5年度税制改正
 - 2. 電子帳簿保存法の改正について
 - 3. 消費税のインボイス制度について

I. 医療と消費税について

消費税非課税取引 社会保険診療の場合

- 社会保険診療は、「消費税非課税取引」ですから、医療機関は患者さんから消費税を預かることができないにもかかわらず、自らが購入するものについては、消費税を支払っています
- 公定価格ですので医療機関が患者に転嫁することはできません
- このままでは、事業者の立場である**医療機関等**が**あたかも消費者であるかのように、消費税を負担**してしまうことになります



消費税の非課税取引

- 消費に負担を求める税の性格からみて、課税の対象とすることになじまないものや、社会政策的な配慮から課税することが適当でないものがあります

- 医療機関において行われる社会保険医療の給付も非課税取引のひとつです

- 「医療には消費の概念は馴染まない」という考えに基づいて、消費税導入当初から、非課税とされてきました

| 非課税取引 | |
|------------------|----------------------|
| 税の性格から課税になじまないもの | 1. 土地の譲渡、貸付 |
| | 2. 有価証券の譲渡など |
| | 3. 利子・保険料など |
| | 4. 切手・印紙・証紙などの譲渡 |
| | 5. 行政サービスの手数料など |
| 社会政策的な配慮に基づくもの | 6. 社会保険診療など |
| | 7. 一定の介護・福祉サービスの提供など |
| | 8. 助産に係るサービスの提供など |
| | 9. 埋葬料・火葬料 |
| | 10. 身体障害者用物品の譲渡など |
| | 11. 学校の授業料など |
| | 12. 教科用図書の譲渡など |
| | 13. 住宅の貸付け |

医療機関の支払う消費税への対応

- 社会保険診療に係る消費税については、
① 医療の公共性・非営利性、② 消費税の逆進性、③ 医療が消費者選択に乏しいこと、④ 諸外国は医療に関して非課税を採っている例が多いこと、⑤ 非課税扱いでないと医療機関の事務の煩雑さ等を生じること、
 以上のことに配慮して、非課税を受け入れてきました

社会保険診療を非課税とする一方、
医療機関が負担する
非課税の売上げに対応する課税仕入の消費税相当額を、
診療報酬の「薬価・特定保険医療材料」と「診療報酬(本体)」へ
補てんする対応が行われています

重要

薬価および特定保険医療材料の価格には、消費税に相当する額が、予め含まれています

$$\text{新薬価} = \left(\begin{array}{l} \text{医療機関・薬局への販売} \\ \text{価格の加重平均値} \\ \text{(税抜の市場実勢価格)} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{1+消費税率} \\ \text{(地方消費税分含む)} \end{array} \right) + \text{調整幅} \quad ※$$

※調整幅は、改定前薬価の2/100に相当する額

新薬価を決める時の算定式は
税抜の市場実勢価格の加重平均値に、「1+消費税率」を掛けて
調整幅を足して、新薬価が算定される仕組みになっています
特定保険医療材料も同様です

診療報酬上の消費税対応改定率

診療報酬上の消費税対応の補てんは、
消費税導入時とその後の税率の引き上げ時に、
本体や薬価・材料ごとに、このような改定率で財源が確保され、
配点が行われてきました

(%)

| 消費税率 | 改定時期 | 全体 | 本体 | | | | 薬価 ・材料 |
|------|---------|------|------|------|------|------|-----------|
| | | | 医科 | 歯科 | 調剤 | | |
| 3% | 1989.4 | 0.76 | 0.11 | 不明 | 不明 | 不明 | 0.65 |
| 5% | 1997.4 | 0.77 | 0.32 | 0.32 | 0.43 | 0.15 | 0.45 |
| 8% | 2014.4 | 1.36 | 0.63 | 0.71 | 0.87 | 0.18 | 0.73 |
| 10% | 2019.10 | 0.88 | 0.41 | 0.48 | 0.57 | 0.12 | 0.47 |
| 通算 | | 3.77 | 1.47 | — | — | — | 2.30 |

10%時の出所:「財源配分等に係る論点について」(2019.1.9 中医協消費税分科会資料)

本体への補てんは、5%までの補てんと、その後の補てんが、
なぜこんなに違うのでしょうか・・・

3%⇒5%⇒8%⇒10% 消費税率の引き上げ時のことに触れます

平成9年の5%への引き上げ時、当時の経済企画庁が、消費税が2%上がっても消費者物価は1.5%しか上がらないと予想していたので、医療機関の課税仕入れも1.5%しか上がらない前提で、**本体改定率(消費税補てん)0.32%**とされたのです
補てん不足になるのは当然です

日本医師会は、医療における消費税問題について「診療報酬**本体改定率**の計算に適用した**計算式が適切ではなかったため、補てん不足が生じていたこと**」、また、「この方式についての**検証が、長い間行われてこなかったこと**」が問題であることを厚生労働省に粘り強く指摘しました

その結果、5%⇒8%、8%⇒10%への引き上げ時には「**消費者物価への影響**」ではなく「**消費税率の引き上げ分**」により**補てんが行われるようになりました**

令和元年10月、8%→10%の2%引き上げ分の補てん

- 8%への引き上げ時から、「消費者物価への影響」ではなく「消費税率の引き上げ分」により補てんが行われるようになりました。
- 下記は10%への引き上げ時の補てんの計算です。実態調査に基づく課税経費率に対し、消費税率引き上げ分である108分の2、すなわち2%分がきちりと補てんされています。
- 5%以前のような「消費者物価への影響」は用いられなくなりました。
- これにより、5%から10%の部分は、マクロでは基本的に補てん不足はなくなりました。

| 平成29年実施 医療経済実態調査 課税経費率 | | 令和元年10月改定 消費税対応の改定率 |
|------------------------------|-------------------|------------------------|
| 薬・材料 25.6% | × $\frac{2}{108}$ | 薬・材料 0.47% (約2200億円) |
| 減価償却 その他 22.2% | | 本体 0.41% (約1900億円) |
| ※軽減税率8%適用の給食材料費分を除く | | 合計 0.88% (約4100億円) |

その後の、補てんの検証作業についてお話しします

令和4年度診療報酬改定に向けて、
中医協消費税分科会が令和3年12月2日に開催され、
消費税率10%への引上げに伴う補てん状況の把握結果が
示されました

なお、この分科会での検証は、消費税率5~10%部分に
対応する診療報酬本体への補てんだけを対象としています

厚生労働省「控除対象外消費税の診療報酬による補てん状況の把握<令和2年度>」
(中医協・医療機関等における消費税負担に関する分科会、R3.12.2)より

令和2年度の控除対象外消費税の診療報酬による補てん状況で、表の中ほどの「補てん率」をご覧ください。
医科全体の補てん率は103.4%、病院は110.1%、一般診療所87.0%。歯科103.4%、保険薬局112.7%であり、
医科・歯科・調剤の全体の補てん率は、表の下の欄外にございますように103.9%であると報告されました。

令和2年度 補てん状況把握結果【全体】

(1施設・1年間当たり)

| | 医科全体 | 病院 | 一般診療所 | 歯科診療所 | 保険薬局 |
|----------------------------------|-----------|-------------|-----------|----------|-----------|
| 報酬上乘せ分 (A) | 4,149千円 | 41,919千円 | 1,094千円 | 730千円 | 498千円 |
| 5%相当負担額 (B) | 4,013千円 | 38,068千円 | 1,258千円 | 705千円 | 442千円 |
| 補てん差額 (A-B) | 136千円 | 3,851千円 | ▲164千円 | 24千円 | 56千円 |
| 補てん率 (A/B) | 103.4% | 110.1% | 87.0% | 103.4% | 112.7% |
| 医業・介護収益 (C) | 352,280千円 | 3,146,022千円 | 126,311千円 | 56,199千円 | 163,462千円 |
| 医業・介護収益に対する補てん 差額の割合 (A-B)/C) | 0.04% | 0.12% | ▲0.13% | 0.04% | 0.03% |
| 集計施設数 | (2,282) | (843) | (1,439) | (492) | (846) |

■ 病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局ごとの施設数による加重平均により、全体の補てん率を算出すると、103.9%
(医業・介護収益に対する補てん差額の割合0.04%)となる。

厚生労働省「控除対象外消費税の診療報酬による補てん状況の把握〈令和2年度〉」
 (中医協・医療機関等における消費税負担に関する分科会、R3.12.2)より

- 一般診療所の補てん率は、全体では前頁の通り87.0%ですが、個人は 105.4%、医療法人・その他は 79.6%で個人の方が補てん率は高いことが報告されました。
- これは個人の方が、収入に占める初・再診料の割合が高いためと考えられ、前回平成28年度分の調査でも同じ傾向でした。

令和2年度 補てん状況把握結果【一般診療所】

(1施設・1年間当たり)

| 一般診療所 | 全体 | 個人 | 医療法人・その他 |
|--------------------------------------|-----------|----------|-----------|
| 報酬上乘せ分 (A) | 1,094千円 | 858千円 | 1,219千円 |
| 5%相当負担額 (B) | 1,258千円 | 814千円 | 1,530千円 |
| 補てん差額 (A-B) | ▲164千円 | 44千円 | ▲312千円 |
| 補てん率 (A/B) | 87.0% | 105.4% | 79.6% |
| 医業・介護収益 (C) | 126,311千円 | 82,489千円 | 152,815千円 |
| 医業・介護収益に対する補てん 差額の割合 ((A-B) / C) | ▲0.13% | 0.05% | ▲0.20% |
| 集計施設数 | (1,439) | 593 | 846 |

補てん状況の把握〈令和2年度〉の結果を受けての**日医の見解**

(中医協・医療機関等における消費税負担に関する分科会、R3.12.2)より

- 「今回は、新型コロナの影響があり、これ以上の分析を行っても、現実的に見直しのしようがないと考えられるので、『令和4年度診療報酬改定においては、診療報酬の上乗せ点数の見直しは行わない』という事務局の対応案については、そうせざるを得ない。」
- ただし、「今回、一般診療所の補てん率は87%と、10数%を超える補てん不足であったにもかかわらず、見直しを行わないことは、極めて特殊な状況下での判断であり、この分科会で『前例』にさせていただいては困る。」
 「令和6年度改定時にも新型コロナが残っている可能性もあり、コロナだからというだけで2年後も何もしないということにならないよう、対応していただきたい。」と指摘しています

現状の診療報酬で補てんする仕組みは、個々の医療機関の特性には十分に対応できないため、補てんの過不足(バラつき)を完全になくすことはできないという課題が残ります

医療機関における控除対象外消費税の問題解決には

➤ 社会保険診療について

- ・ 非課税取引を維持し、診療報酬で補てんするか、
 - ・ 他の手段で還付等の対応をするか、
 - ・ 課税取引(標準税率・軽減税率・ゼロ税率)とすること等のどれかを選択することになります。
- ・ 課税に転換する場合の税率の違いは、患者負担、保険料、公費負担を通じて、患者本人ならびに広く国民に、どれだけの負担を求めるか、の違いです
 - ・ その観点から、(患者・国民に過大な負担を求めることにならぬよう)標準税率よりも軽減税率の方が好ましいと考えます。
 - ・ 一方、ゼロ税率は、税収の欠落を招くことから、財務省は、医療に限らず、導入を強く否定しています

課税転換する際の課題

社会保険診療が非課税であるがゆえに、控除対象外消費税問題が継続しており、病院団体をはじめ医療界の中から、課税転換を求める強い意見があります。

課税転換は、個別の医療機関の控除対象外消費税を解消することができ、そのメリットは明確である一方、様々な課題があります。

1. 社会保険診療に消費税を課すことへの関係者の受け止め
2. 国民の理解
3. 診療報酬への補てん分「引きはがし」
4. 所得税の概算経費率、いわゆる四段階制への影響
5. 消費税の免税事業者、簡易課税事業者への影響
6. 事業税非課税措置への影響

課税転換する際の課題

1. 社会保険診療に消費税を課すことへの関係者の受け止め
⇒公的医療保険制度の下での社会保険診療が、一般の課税取引と同じ消費とみなされることは受け入れ難い面があります。
2. 国民の理解
⇒社会保険診療への課税によって、保険料や患者負担が増加する可能性があることから、国民(有権者)の広い理解を得難く、政治的に極めて難しい課題です。
3. 診療報酬への補てん分「引きはがし」
⇒診療報酬上への補てん分について、いわゆる「引きはがし」の議論が起きます。全体で「3.77%のマイナス改定」となるおそれがあります。

課税転換する際の課題

4. 所得税の概算経費率、いわゆる四段階制への影響
⇒課税転換し、医療機関が負担した消費税を「返してもらう」場合、還付請求を行なうこととなりますが、そのためには、実額での記帳が不可欠となります。
『実額で仕入れ税額を計算できるのであれば四段階制は不要ではないか』との指摘が強まることが予想されます。

課税転換する際の課題

5. 消費税の免税事業者、簡易課税事業者への影響

⇒社会保険診療報酬が課税売上となれば、ほとんどの診療所の課税売上が1,000万円を超えて「免税事業者」ではなくなり、申告・納付義務が発生することが想定されます。

また、課税売上が年間5,000万円までの医療機関には、課税売上に係る消費税に50%をかけた金額を仕入れ税額控除できる「簡易課税制度」の利用が認められています。

社会保険診療報酬が課税となれば、課税売上が5,000万円を超えて簡易課税制度が使えなくなり、実額で仕入れ税額を計算することが必要となることが想定されます。

診療所の約7割が免税事業者、2割が簡易課税事業者ですので、新たに生じる事務負担を受け止めることができるのかという問題があります。

課税転換する際の課題

6. 事業税非課税措置への影響

⇒社会保険診療に対する事業税非課税措置は、社会保険診療の公共性の高さを根拠に維持されています。

しかし、社会保険診療は消費税課税でよい、となった場合、事業税非課税の説得力が弱まりかねません。

国税である消費税と地方税である事業税の違いはありますが、議論の波及は避けがたいと想定されます。

日本医師会は、こうしたハードルをクリアしつつ、課税転換に道を開く方向も含め、検討を進め、要望して参ります。

日本医師会 令和5年度税制改正要望(令和4年8月)より

社会保険診療等に係る消費税について、
小規模医療機関等においては
非課税のまま診療報酬上の補てんを継続しつつ、
一定規模以上の医療機関においては
軽減税率による課税取引に改めることを検討すること。

非課税と課税が併存する制度に関しては、
医療機関経営への影響、国民への理解など、
丁寧に合意形成を図る必要があります。

Ⅱ.事業承継について

事業承継の問題については、
わたくしからは、基本的な概略と、
税制上の課題を中心に、
お話しします

事業承継 様々な形態と当事者

- 親子間か、第三者間か、
- 個人事業か医療法人か、
医療法人の場合は「持分あり」か「持分なし」か
・・・様々な形態があり、考えるべきことが異なります
- 譲り渡す人、譲り受ける人、譲り受けない人、・・・
それぞれの立場の当事者の利害が異なることを
考慮する必要があります

親子間の承継 と 第三者間の承継

親子間の承継と第三者間の承継

親子間承継

- 問題の中心は「相続」です（相続税、遺産分割）
- 後を継ぐかどうかや、事業方針等をめぐっては、親子ゆえに調整が難しいこともあります

第三者承継

- 第三者の承継は「売買」ですので、売買価格の評価・交渉が問題です
- また退職金を実質的な承継の対価として活用することも少なくありません

親子間承継

親子間承継では、問題の中心は「相続」です（相続税、遺産分割）

相続税・贈与税

- 相続税は、個人が亡くなって、遺族などが相続や遺贈によって取得した財産の価額の合計額から債務、葬式費用や基礎控除額などを差し引いて、その残額が課税対象となります
- 相続税は課税対象となる遺産が大きいほど税率が高くなり、納税額も高額になります（累進課税といいます）
- 贈与税は、個人が個人から財産をもらった場合に、もらった財産が1年間に110万円を超えると、超えた部分が課税対象となります
- 贈与税も累進課税となっています

第三者承継

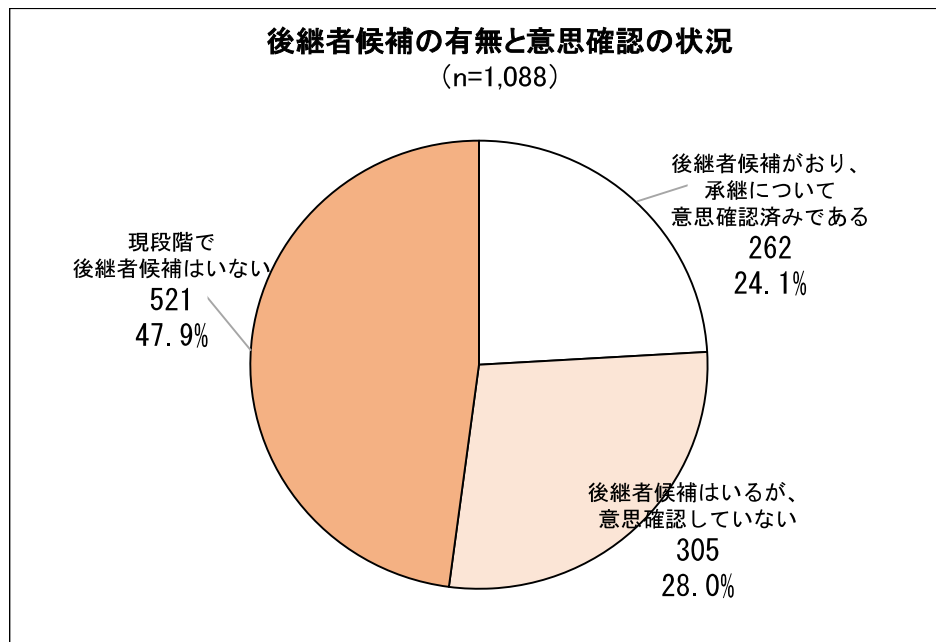
第三者の承継は「売買」ですので、売買価格の評価・交渉が問題です
また退職金を実質的な承継の対価として活用することも少なくありません

| 資産 | 譲渡価格の交渉 |
|---------|------------------------------------|
| 土地・建物 | 不動産の時価 地価公示や不動産鑑定士の鑑定評価などを参考に交渉 |
| 医療機器・設備 | 帳簿価額（減価償却後）などを参考に交渉 |
| 営業権 | 過去数年分の利益相当額などを参考に交渉 |
| △負債 | 承継により負債を引き継ぐ場合はその負債額 |

- ・ 持分あり医療法人に帰属する資産・負債は、「持分」として評価
- ・ 退職金を実質的な承継対価として活用することも少なくない

第三者承継

日本医師会の調査では、「後継者候補がおり、意思確認済」は24.1%にとどまっています。こうした背景もあり第三者承継への関心が高まっていると言われています。



2019年日本医師会 医業承継実態調査(医療機関経営者向け調査)より

Japan Medical Association

28

個人事業の承継 と 医療法人の承継

Japan Medical Association

29

個人事業の承継と医療法人の承継

個人事業の承継は、「承継」とはいうものの、手続き上はフレッシュ・スタートが基本です。医療法人の承継は、役員等を「変更」することにより、法人という「器」を承継します。

個人事業の承継

| 経営者の引継ぎ | 権利関係等の引継ぎ |
|--|---|
| 廃止(廃業) → 開設(開業) ※開設者が変わる ※行政手続きは「やり直し」 | • 土地、建物は後継者に売買又は賃貸 • 賃貸借、借入れ、雇用その他の契約は原則リセット(ただし個々に調整) |

医療法人の承継

| 経営者の引継ぎ | 権利関係等の引継ぎ |
|-------------------------------------|--|
| 開設者(=医療法人)は変わらず 理事長・管理者の変更手続きを行う | • 資産、負債、その他の対外的な権利関係は当該法人のまま継続。 • 「社員」たる地位の承継 • 「持分」は事前に少しずつ移転もできる |

個人事業の承継と医療法人の承継

◆ 個人の承継

- ・資産と職員への対応
 - ⇒院長に医療機関の資産や負債(債権・債務)
 - ⇒モノである施設や医療機器だけでなく
ヒトである職員も、カネである運転資金も承継
 - ⇒モノ・ヒト・カネ、遺言書(公正証書遺言)に配慮

◆ 医療法人の承継

- ・持分の承継や社員の地位への配慮
 - ⇒法人にモノである医療機関の資産や職員、
そしてさまざまな契約関係も継続する
 - ⇒医療は、医療法人という「器」そのもので承継する
- ・事業承継は社員や理事長を含め役員すべてが対象

◆ 個人の選択肢

- ・個人のまま承継する(個人版事業承継税制利用可)
- ・医療法人化して承継する(持分なし・新規に設立)

◆ 医療法人の選択肢

- ・持分ありのまま承継する

(中小企業に対する相続税等の納税猶予制度は医療法人には適用されない)

- ・持分ありから持分なしに移行して承継する
(認定医療法人制度利用可)

- ・持分なしであればそのまま承継する

個人事業の承継

個人における 承継は

◆ 生前承継を考えると

- ・親子で生計が同じ場合(レアケースではあるが)
 - ⇒青色専従者給与が経費に
 - ⇒親名義の資産の減価償却費も経費に
- ・生計が異なる場合
 - ⇒医師の給与
 - ⇒不動産への配慮

◆ 個人版事業承継税制または事業用小規模宅地特例の活用

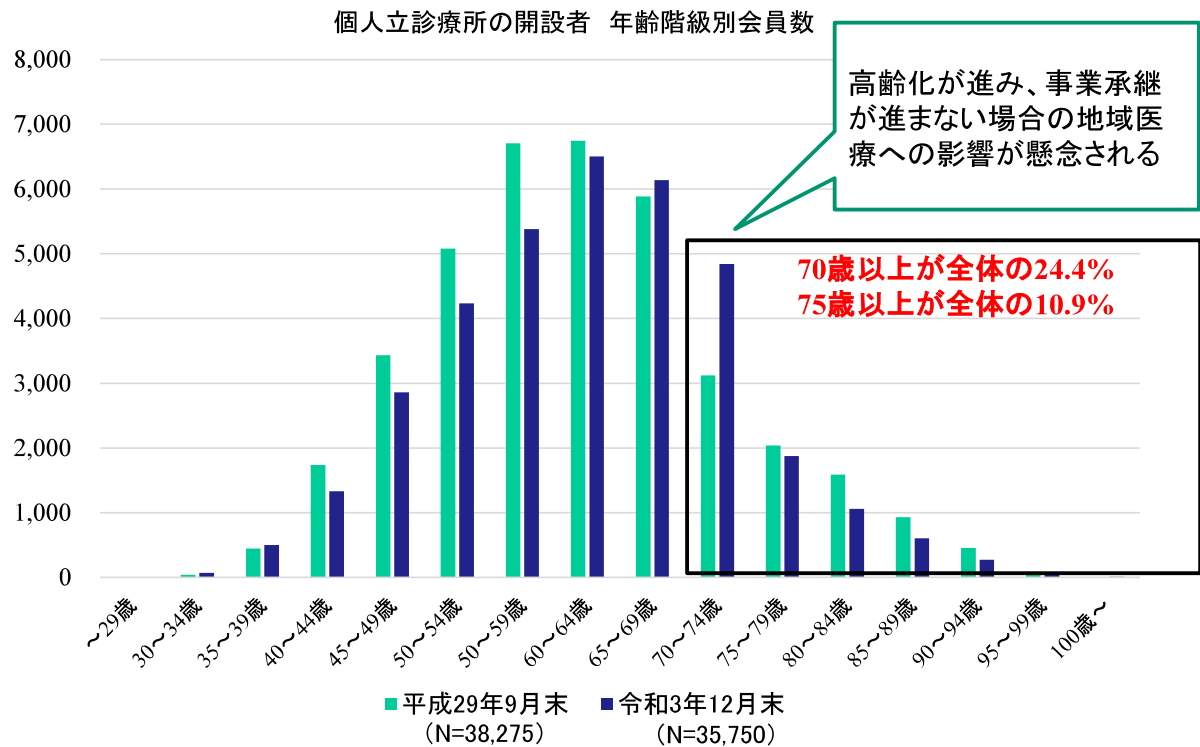
◆ 患者さんへの配慮

⇒承継が円滑に進むよう周知

◆ 注意点 ⇒遺言書 ⇒財産目録(遺産分割への配慮)

個人事業の承継

全国には約40,000の個人立診療所(医科)があり、高齢化が進んでいます



日本医師会情報システム課会員情報室 会員データ(令和4年6月23日現在)より抽出
Japan Medical Association

34

個人の事業承継に関する税制について

親子間承継

親子間承継では、問題の中心は「相続」です（相続税、遺産分割）

相続税・贈与税

- 相続税は、個人が亡くなって、遺族などが相続や遺贈によって取得した財産の価額の合計額から債務、葬式費用や基礎控除額などを差し引いて、その残額が課税対象となります
- 相続税は課税対象となる遺産が大きいほど税率が高くなり、納税額も高額になります（累進課税といいます）
- 贈与税は、個人が個人から財産をもらった場合に、もらった財産が1年間に110万円を超えると、超えた部分が課税対象となります
- 贈与税も累進課税となっています

個人版事業承継税制

- 個人事業者が亡くなると、個人事業者が所有していた財産は基本的にすべて相続税の対象となります
- 事業に供していた診療所・病院の土地・建物も対象となります
- 万が一、相続税の支払いに窮し、診療所や病院の土地・建物を売却することになれば、医業を承継することは困難です
- 平成31年度税制改正において、個人事業者向けの事業承継税制（次頁）が整備されました

個人版事業承継税制（平成31年度創設）

「個人版事業承継税制」とは、個人事業者の事業承継を促進するため、**多様な事業用資産^①（土地・建物、器具備品、車両、無形資産など）の承継に係る相続税・贈与税^②の納税を100%猶予^③する特例で、10年間限定の時限措置^④です**

① 多様な事業用資産が対象

事業を行うために必要な**多様な事業用資産**が対象

○**土地・建物**（土地は400㎡、建物は800㎡まで）

○**機械・器具備品**

（例）工作機械・パワーショベル・**診療機器** 等

○**車両・運搬具**

○**生物**（乳牛等、果樹等）

○**無形資産**（特許権等）

等



② 相続税だけでなく贈与税も対象

生前贈与による早期の事業承継準備を支援

③ 納税額の全額（100%）が納税猶予

後継者の承継時の現金負担をゼロに

④ 10年間の時限措置

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象

注1：制度を活用するためには、①経営承継円滑化法に基づく認定が必要

②令和6年3月31日までに予め承継計画を提出することが必要

注2：既存の事業用小規模宅地特例との選択制

経済産業省「平成31年度（2019年度）経済産業関係 税制改正について」（平成30年12月）より改変

Japan Medical Association

38

個人版事業承継税制の留意点

○ 個人版事業承継税制は、**既存の事業用小規模宅地特例**（事業用宅地400㎡まで80%減額を認める相続税の特例）と**選択制**であり、相続の際には、どちらを選択するか検討が必要

○ 個人版事業承継税制を活用するためには、

①令和6年3月31日までに「承継計画」を都道府県に提出すること、

②承継計画に記載された後継者が経営承継円滑化法による認定を受けること、等の要件を満たすことが必要

③青色申告者であることが必要であり、対象資産は、青色申告書の貸借対照表に計上されていることが必要です

○ あくまで事業を継続する間、納税を「猶予」する制度であり、単純な「減額」とは異なります。猶予を受けている間年次報告等が必要です。

○ **医療法人成りをする際には、個人事業の廃止となり、納税が必要となることに十分な留意が必要**

Japan Medical Association

39

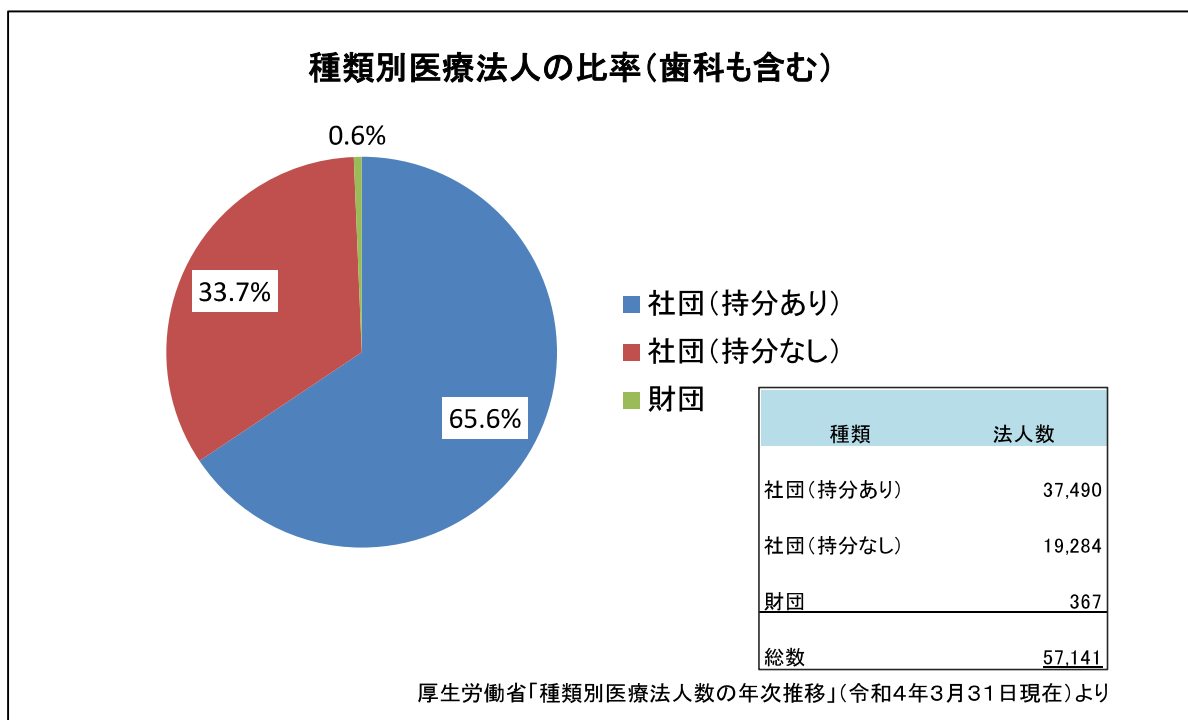
【参考】個人版事業承継税制と小規模宅地等の特例（特定事業用宅地等）の主な違い

| | 個人版事業承継税制 | 小規模宅地等の特例 (特定事業用宅地等) |
|----------|--|----------------------------|
| 事前の計画策定等 | 個人事業承継計画の提出 平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで | 不要 |
| 適用期限 | 次の期間の贈与・相続等 平成31年1月1日から 令和10年12月31日まで | なし |
| 承継パターン | 贈与・相続等 | 相続等のみ |
| 対象資産 | ・宅地等(400㎡まで) ・建物(床面積800㎡まで) ・一定の減価償却資産 | 宅地等(400㎡まで)のみ |
| 減額割合等 | 100%(納税猶予) | 80%(課税価格の減額) |
| 事業の継続 | 終身 | 申告期限まで |
| 猶予 or 減額 | 事業を継続する間の 「猶予」 | 相続税の課税対象価格の 「減額」 |

国税庁「個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（個人版事業承継税制）のあらまし」（令和4年5月）に加筆

法人の事業承継について

医療法人には社団と財団があり、
 社団には「持分あり」と「持分なし」があります
 財団には、「持分」はありません
 では、持分とは・・・



Japan Medical Association

42

持分とは

持分とは、「定款の定めるところにより、**出資額に応じて払戻し又は
 残余財産の分配を受ける権利**」とされており(改正医療法附則第10条の3第3項)

具体的には、以下の2つを指します。

- ① 退社時に、出資割合に応じて払い戻しを受ける権利
- ② 解散時に、出資割合に応じて残余財産の分配を受ける権利

※医療法人には社団と財団があるが、財団には「持分」はない。

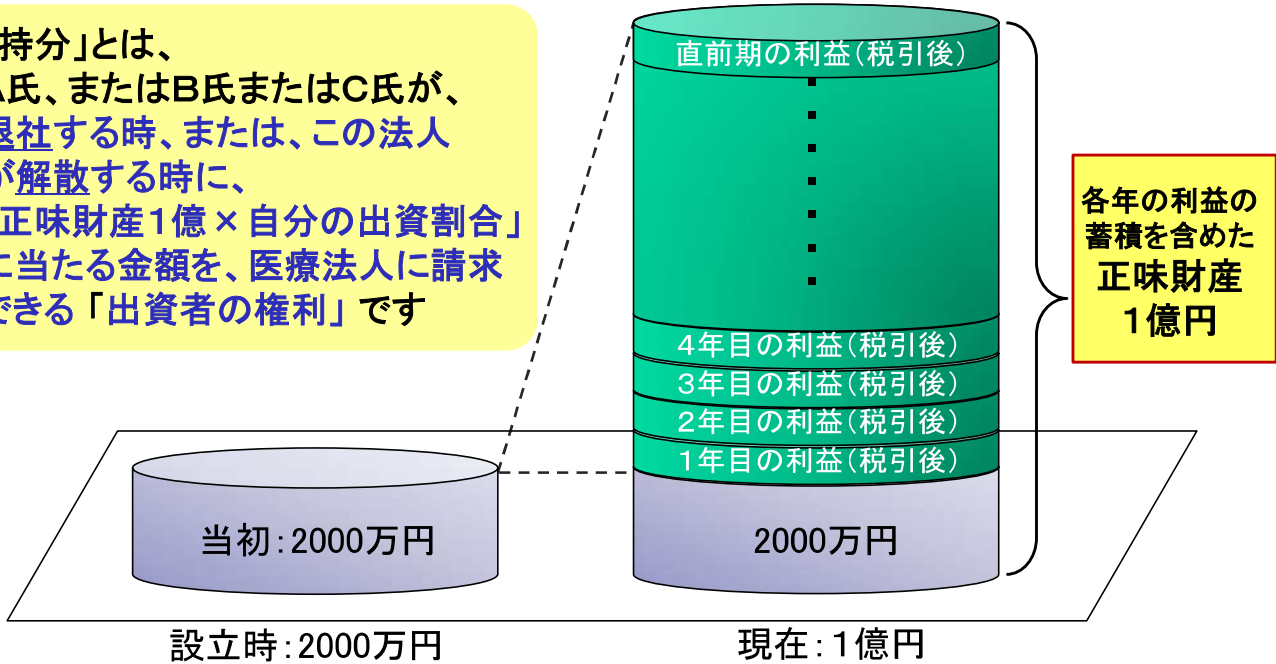
Japan Medical Association

43

持分とは

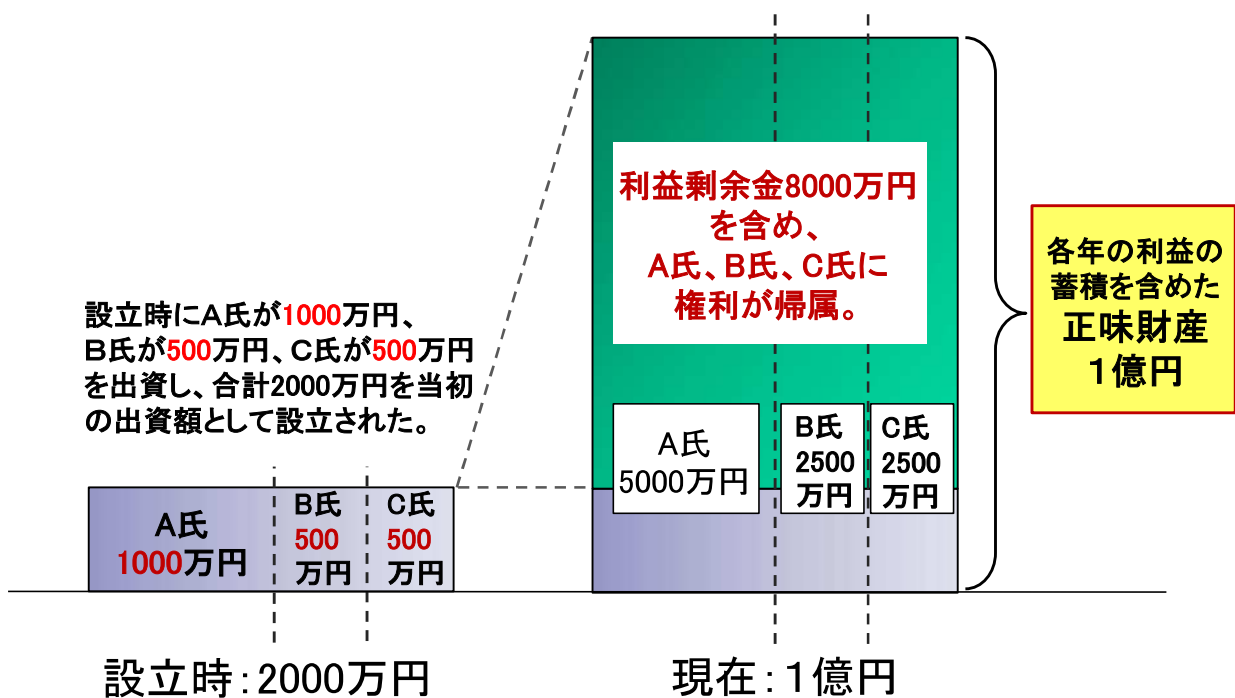
設立時にA氏が1000万円、B氏が500万円、C氏が500万円を、それぞれ出資し、合計2000万円の出資額で設立された医療法人があるとします。
その後、各年の利益の蓄積を含めた現在の正味財産が1億円だとします。

「持分」とは、
A氏、またはB氏またはC氏が、
退社する時、または、この法人
が解散する時に、
「正味財産1億×自分の出資割合」
に当たる金額を、医療法人に請求
できる「出資者の権利」です



持分あり医療法人

「持分あり医療法人」とは、出資者が出資した割合に応じて法人の財産に対して権利を持つ法人。
例えば、C氏は、正味財産1億円×4分の1=2500万円の払い戻しを請求することができます。

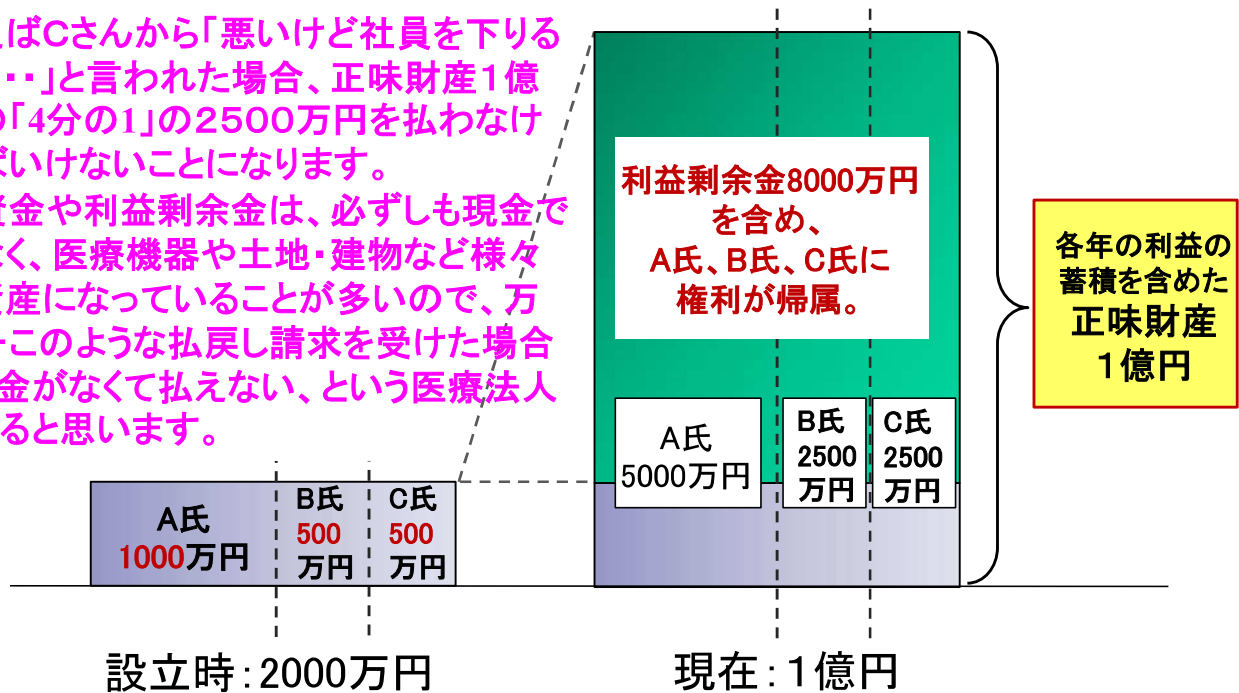


持分あり医療法人

「持分あり医療法人」とは、出資者が出資した割合に応じて法人の財産に対して権利を持つ法人。
例えば、C氏は、正味財産1億円×4分の1=2500万円の払い戻しを請求することができます。

例えばCさんから「悪いけど社員を下りるから・・・」と言われた場合、正味財産1億円の「4分の1」の2500万円を払わなければいけないことになります。

出資金や利益剰余金は、必ずしも現金ではなく、医療機器や土地・建物など様々な資産になっていることが多いので、万が一このような払い戻し請求を受けた場合、お金がなくて払えない、という医療法人もあると思います。



持分あり医療法人の持分払い戻し請求

- 持分あり医療法人においては、持分を有する出資者が退社(社員の資格を喪失)すると、医療法人に対してその者の持分に相当する財産の払い戻しを請求することができます。
- 前出の例では、A氏5000万円、B氏2500万円、C氏2500万円。
- 仮にC氏が退社、払い戻しを請求した場合、医療法人に2500万円の支払い義務が生じます。

持分あり医療法人における承継上の典型的問題

「持分」があることにより、以下のような問題が生じることがあります。

- 医療法人は剰余金の配当ができないことなどから、長年の経営により医療法人に積み上げられた**剰余金が多額となる傾向**があります。
- そのため、出資持分のある医療法人の出資社員が死亡し、相続人に対して当該出資持分に係る**相続税**が課税される場合は、医療法人の財産状態などによっては、その納税額が高額になることもあり得ます。
- また、出資持分の**払戻請求**があった場合、払戻額が高額になり、医療法人の存続が脅かされる事態が生じることが指摘されています。

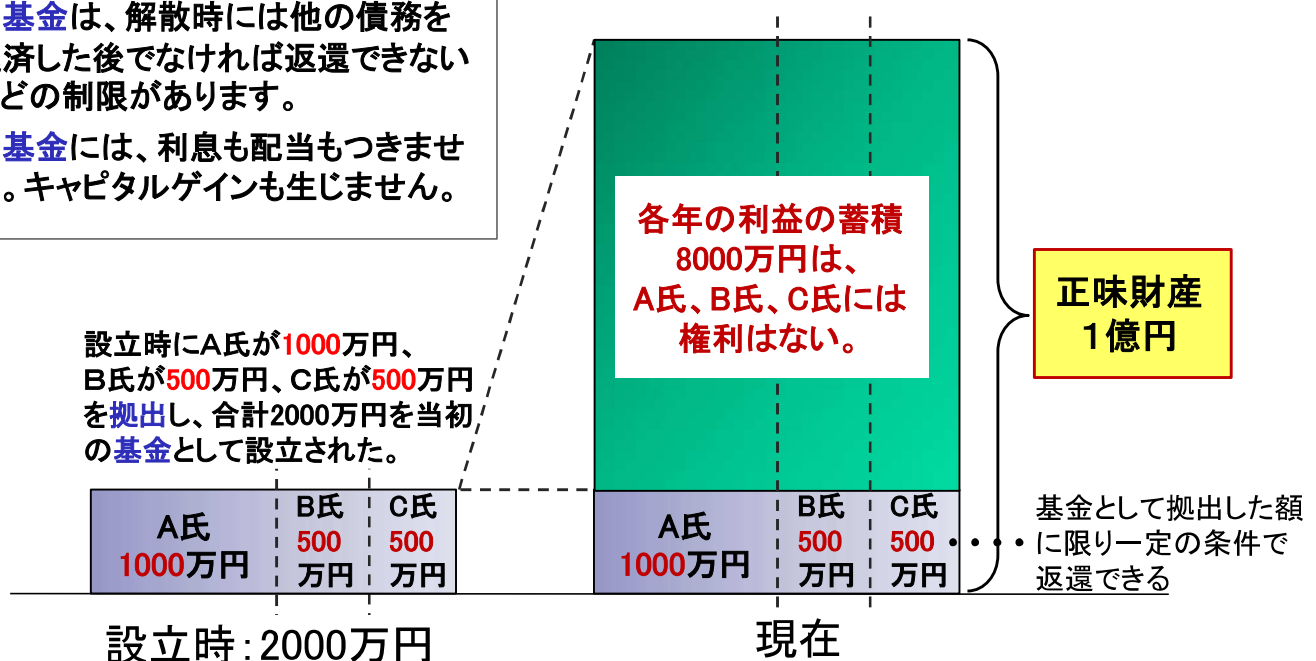
(厚生労働省『出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル』平成23年より)

持分なし医療法人

「持分なし医療法人」とは、正味財産のうち、各年の利益の蓄積額には出資者(拠出者)の権利が及ばない法人です。出資者(拠出者)は、正味財産のうち、**基金(※)**として拠出した額に限り返還を受ける権利があります。

※**基金**は、解散時には他の債務を返済した後でなければ返還できないなどの制限があります。

※**基金**には、利息も配当もつきません。キャピタルゲインも生じません。



「持分あり」か「持分なし」か、
これは、あくまで各法人の判断です。

認定医療法人制度のような「持分なし」への移行促進策が
政府により講じられていますので
日医も『持分なし』への移行を
推奨しているのですか？
というご質問をいただくこともございます。

けれども
これは「持分」という財産権を
放棄するかどうかという問題ですので
あくまで各法人の判断です。

50

Japan Medical Association

「持分あり」か「持分なし」か ……あくまで各法人の判断

『持分あり』のままで 承継

「持分あり」のまま、相続・承継する場合は、中長期的な対策が基本です。
相続税のシミュレーションをしてもらい、持分の生前贈与や、役員の給料をどの
くらいに設定するか、後継者以外の方に渡す財産をいかに確保するか等、専門
家と相談していただきたいと思います。

持分を放棄しなくても、問題なく承継できる場合には、「持分あり」のまま続けら
れるというのが、自然な選択でしょう。

『持分なし』に 移行して 承継

「持分なし」に移行して承継する場合というのは、
・もう相続税が高すぎて「中長期的対策」では間に合わない。
・持分の払い戻しを請求されるリスクをなくしたい。
・私的財産を超えて、地域の財産として残したい。
という思いから、「持分の放棄」という選択に至るということだろうと思います。
その時は、認定医療法人制度の活用を、ぜひ検討していただきたいと思います。

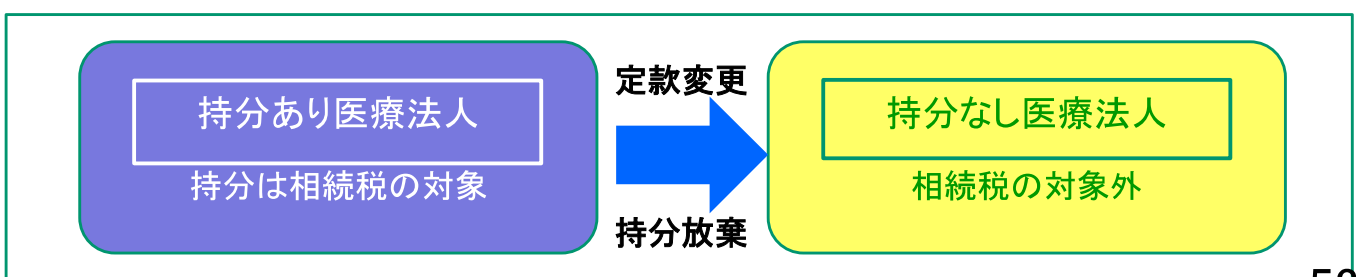
Japan Medical Association

51

持分なし医療法人 への 移行

持分なし医療法人への移行

- 持分あり医療法人は、持分を相続すれば、相続税の課税対象となりますが、持分なし医療法人に移行すれば、相続税の対象となる持分はなくなります
- 医療法人が「持分あり」から「持分なし」に移行するには、定款変更認可を受け、出資者が一斉に持分を放棄します。
- 持分を放棄しても(理事である限り)経営権がなくなるわけではありません
- 社員間の合意形成には相応の期間がかかることがあります
(放棄に同意しない者をあらかじめ退社させ、その者に持分を払い戻すことが必要になる場合もあり、その資金調達が課題となることも考えられます)
- なお、一旦「持分なし」に移行した法人は「持分あり」への後戻りはできません



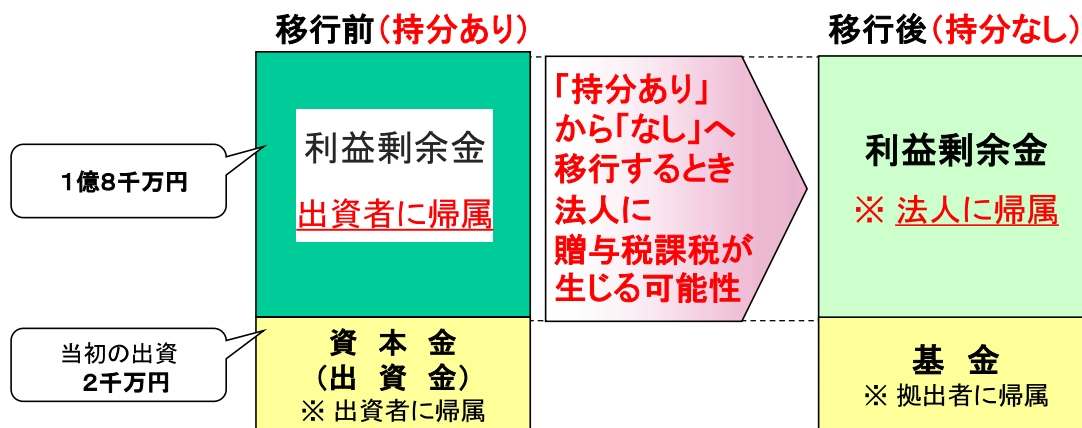
医療法人の移行に係る税制上の課題

「持分あり」から「なし」へとするとき

法人に贈与税が課される可能性(相続税法66条4項)

移行時に法人に贈与税が課税される可能性があり、移行を希望する法人にとって大きな障害となっていた。

- ・当初の出資額2000万円、利益剰余金1億8000万円
- ・出資額を基金とし、利益剰余金部分の持分は放棄するケース



※ 国税庁の非課税基準を満たせば非課税となるが、役員の子族制限はじめ非常に厳しい基準。

Japan Medical Association

54

「持分あり」から「なし」へのするとき、法人に贈与税が課税される可能性がある、というお話です。出資額を基金として拠出し、利益剰余金の部分は放棄するという例です

移行前においては、利益剰余金の部分が「出資者に帰属」していたものが、移行後は、「法人に帰属」することになります
この部分が、出資者から法人に贈与されたとみなされて、法人に贈与税課税が生じる可能性がある、というわけです

本会は、一貫してこの贈与税課税を問題にし、要望を続けました

そして、一定の要件で、この税が非課税になる仕組みができました
それが認定医療法人制度(平成29年改正)です

Japan Medical Association

55

認定医療法人制度(移行計画の認定制度)

- 認定医療法人制度は、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行促進策として、移行計画を認定する制度です
- 移行計画の認定を受けた医療法人(認定医療法人)を税制措置や融資制度により支援するものです
- 医療法人の経営者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのための持分の払戻しなどにより医業継続が困難になるようなことなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として継続できるようにすることで地域医療体制を確保することが目的です。
- 認定医療法人に対する税制措置
 - ① 移行に伴い法人に発生する贈与税が非課税(平成29年改正で導入)
 - ② 移行完了前に相続が発生しても、一定の相続税が納税猶予
 - ③ 移行期間内(移行計画認定から3年内)に持分を放棄して「持分なし」になれば、②で猶予した税額は免除

「運営の適正性に関する要件」

<運営方法>

- ① 法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
- ② 役員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めていること
- ③ 株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと
- ④ 遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと
- ⑤ 法令に違反する事実、帳簿書類の隠ぺい等の事実その他公益に反する事実がないこと

<事業状況>

- ① 社会保険診療等(介護、助産、予防接種含む)にかかる収入金額が全収入金額の80%を超えること
- ② 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準によること
- ③ 医業収入が医業費用の150%以内であること

運営に関する要件は持分なし医療法人へ移行後6年間満たしていなければならない

この中に、「**役員**の同族制限」が課されなかったことが大きなポイントでした

従来は、同族経営のままでは、移行時に法人に贈与税がかかることは避けられませんでしたので、これは、移行を模索する法人にとっては、大きな改正でした

日本医師会
令和5年度税制改正要望(令和4年8月)より

医業を承継する時の相続・贈与に係る税制の改善

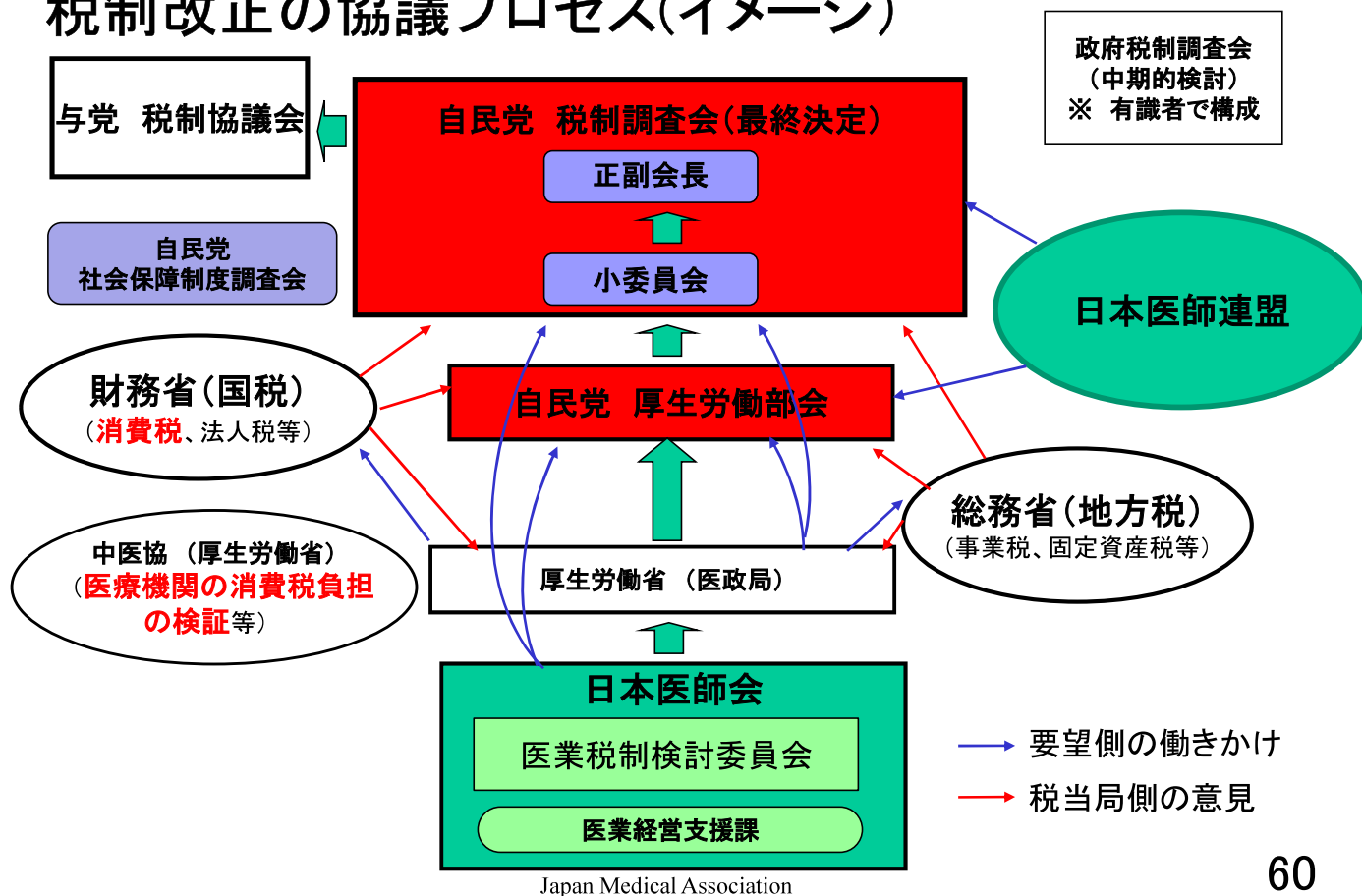
- (1) 医療法人の出資に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設
- (2) 医療法人の出資の評価方法の改善
- (3) 基金拠出型医療法人における負担軽減措置の創設等
- (4) 認定医療法人制度の延長及び拡充
- (5) 出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善
- (6) 個人版事業承継税制の改善
- (7) 新たな医療法人の形態についての検討

(延長・改善等 一相続税・贈与税・所得税一)

Ⅲ. その他

1. 令和5年度税制改正

税制改正の協議プロセス(イメージ)



60

- ・日本医師会税制改正要望は、まず厚生労働省で検討され、省の要望と位置付けられた項目が、自民党の厚生労働部会に提出されます。
- ・厚生労働部会の検討を経て部会要望とされたものが、自民党税制調査会の議論の遡上に上がっていきます。
- ・自民党税制調査会は例年11月中旬から3週間程開催され、ここでの議論を経て、12月に与党が決定する翌年度の「税制改正大綱」へ記載されれば、事実上、要望が実現することとなります。
- ・本会は、厚生労働省の各局担当者と、頻りに意見交換を行い、特に重要な項目を省の要望に必ず取り上げ、税制当局との交渉に臨んでいただくよう、強く働きかけを行っています。
- ・また、自民党厚生労働部会所属の国会議員、そして、自民党税制調査会の正副会長および小委員会ご所属の国会議員にお目にかかり、要望趣旨を直接お話しする陳情活動も不可欠です。
- ・今後も、本会の要望が実現できるよう、活動してまいります。

今回の税制要望の実情は・・・

令和5年度税制改正大綱（12月16日 自由民主党 公明党）

| 日本医師会 主な要望項目 | 12月16日 税制改正大綱 |
|---|------------------|
| 認定医療法人に係る税制措置の延長及び拡充 | ○ |
| 事業税非課税措置の存続（社会保険診療報酬部分） | 長期検討事項 |
| 医療法人の事業税軽減措置の存続（社会保険診療報酬以外部分） | 長期検討事項 |
| 特別償却制度の延長 労働時間短縮用設備 地域医療構想適合建物 高額医療用機器 | ○ |
| 地域医療構想実現に向けた税制措置（登録免許税）の延長 | ○ |
| 地域医療構想実現に向けた税制措置（固定資産税）の創設 | × |

○…実現、×…未実現

※ 社会保険診療報酬の所得計算の特例（四段階税制）については大綱に記載はなく、存続

令和5年度税制改正大綱より(抜粋)

○ 認定医療法人に係る税制措置の延長及び拡充

大綱

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、次の措置を講じた上、その適用期限を3年3月延長する。

- ① 相続税・贈与税の納税猶予制度等における移行期限を、移行計画の認定の日から起算して5年(現行:3年)を超えない範囲内のものとする。
- ② その他所要の措置を講ずる。

■ 認定医療法人制度の認定件数等

厚生労働省作成資料を一部改変

| 期 間 | 申請件数 | 左のうち 認定件数 | 左のうち 移行件数 |
|------------------------------|------|--------------|--------------|
| 創設からの7年6カ月間(平成26年10月～令和4年3月) | 865件 | 789件 | 656件 |
| 上記のうち直近1年間(令和3年4月～令和4年3月) | 102件 | 85件 | 127件 |

厚生労働省「令和5年度税制改正の概要(厚生労働省関係)」(令和4年12月)より

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等

(相続税、贈与税)

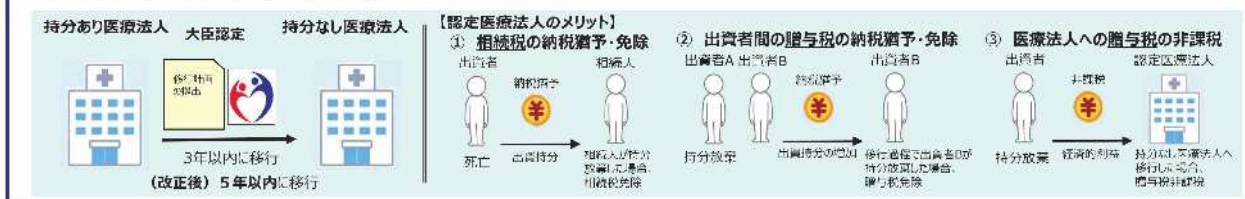
1 大綱の概要

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、次の措置を講じた上、その適用期限を令和8年12月末まで延長する。

- ① 相続税・贈与税の納税猶予制度等における移行期限を、移行計画の認定の日から起算して5年(現行:3年)を超えない範囲内のものとする。
- ② その他所要の措置を講ずる。

2 制度の内容

- ・ 平成26年度の医療法^(※)改正により、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当であると厚生労働大臣から認定を受けた「認定医療法人」に対して、**出資者の死亡による相続税の猶予等、出資者間のみなし贈与税の猶予等の特例措置**が導入された。更に、平成29年10月からは、**出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置**も導入された。(大臣認定の後、3年以内に移行)
- ・ 現行の制度は令和5年9月末までの措置であるため、**当該措置を令和8年12月末まで延長**する。
- ・ また、認定を受けた医療法人の中には、その後の出資者との調整期間の不足等により、認定から3年以内に放棄の同意を得ることができず、認定医療法人制度を活用できなかった法人も存在するため、更なる移行促進のため、**移行期限を5年以内に緩和**する。



(※) 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(平成18年法律第84号)

令和5年度税制改正大綱より(抜粋)

- 事業税非課税措置の存続(社会保険診療報酬部分)
- 医療法人の事業税軽減措置の存続(社会保険診療報酬以外部分)

大綱

(検討事項)

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

事業税非課税措置・軽減措置の存続

税制調査会での検討

令和4年12月6日 自由民主党税制調査会小委員会 資料をもとに作成

事業税

社会保険診療報酬に係る非課税措置の**見直し〔総務〕**

VS

社会保険診療報酬に係る非課税措置の**存続〔厚生労働〕**

医療法人の自由診療部分等に係る軽減税率の**撤廃〔総務〕**

VS

医療法人の自由診療部分等に係る軽減税率の**存続〔厚生労働〕**

事業税に係る両制度の存続可否については、例年の税制調査会(以下、税調)で必ず議論の俎上に挙がる中、今期税調に於いても部会要望重点項目の審議(令和4年12月6日)の場で検討が行われた結果、「長期検討」項目とされ、**厚生労働部会の要望どおり、両制度が引き続き存続されることとなった。**

令和5年度税制改正大綱より(抜粋)

○ 特別償却制度の延長

大綱

医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する。

厚生労働省「令和5年度税制改正の概要(厚生労働省関係)」(令和4年12月)より

医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長

(所得税、法人税)

1 大綱の概要

医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する。

2 制度の内容

① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

医師・医療従事者の働き方改革を促進するため、労働時間短縮に資する設備に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの
【特別償却割合】取得価格の15%



※例えば、医師が行う作業の省力化に資する設備等5類型のいずれかに該当するもの

② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用等の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）
【特別償却割合】取得価格の8%

③ 高額の医療用機器に係る特別償却制度

取得価格500万円以上の高額の医療用機器に関する特別償却制度について、高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しを行った上で、期限を2年延長する。

【対象機器】高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器
【特別償却割合】取得価格の12%

令和5年度税制改正大綱より(抜粋)

○ 地域医療構想実現に向けた税制措置(登録免許税)の延長

大綱

医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。

厚生労働省「令和5年度税制改正の概要(厚生労働省関係)」(令和4年12月)より

地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の延長

(登録免許税)

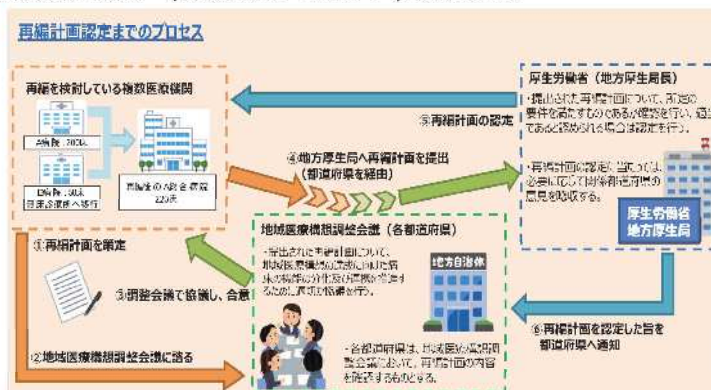
1 大綱の概要

医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を3年延長する。

2 制度の内容

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律における認定再編計画(地域医療構想調整会議において合意されていることが条件)に基づき取得した不動産(用地・建物)について、登録免許税の税率を1/2に軽減する。

- ① 土地の所有権の移転登記 1,000分の10(本則:1,000分の20)
- ② 建物の所有権の保存登記 1,000分の2(本則:1,000分の4)



要望活動の目指すところ

- 日本医師会の税制要望活動は、あまり目立たない、地味なものです
- しかしながら、医師やその家族、そしてスタッフの皆さんの生活の基盤を支えるものです
- 今回も 190 名の与党国会議員の議員会館事務所を訪れ、日本医師会の税制要望書をお渡しし、お願いに上がりました
- 更に、税制調査会のインナーの議員の方々、厚生労働部会の主要議員の方々、計24名には、詳細に要望事項をお伝えしました

2022.9月～12月 与党関係国会議員への要望説明活動

2022.9月～12月 与党関係国会議員への要望説明活動

2022.9月～12月 与党関係国会議員への要望・挨拶

与党国会議員への要望活動

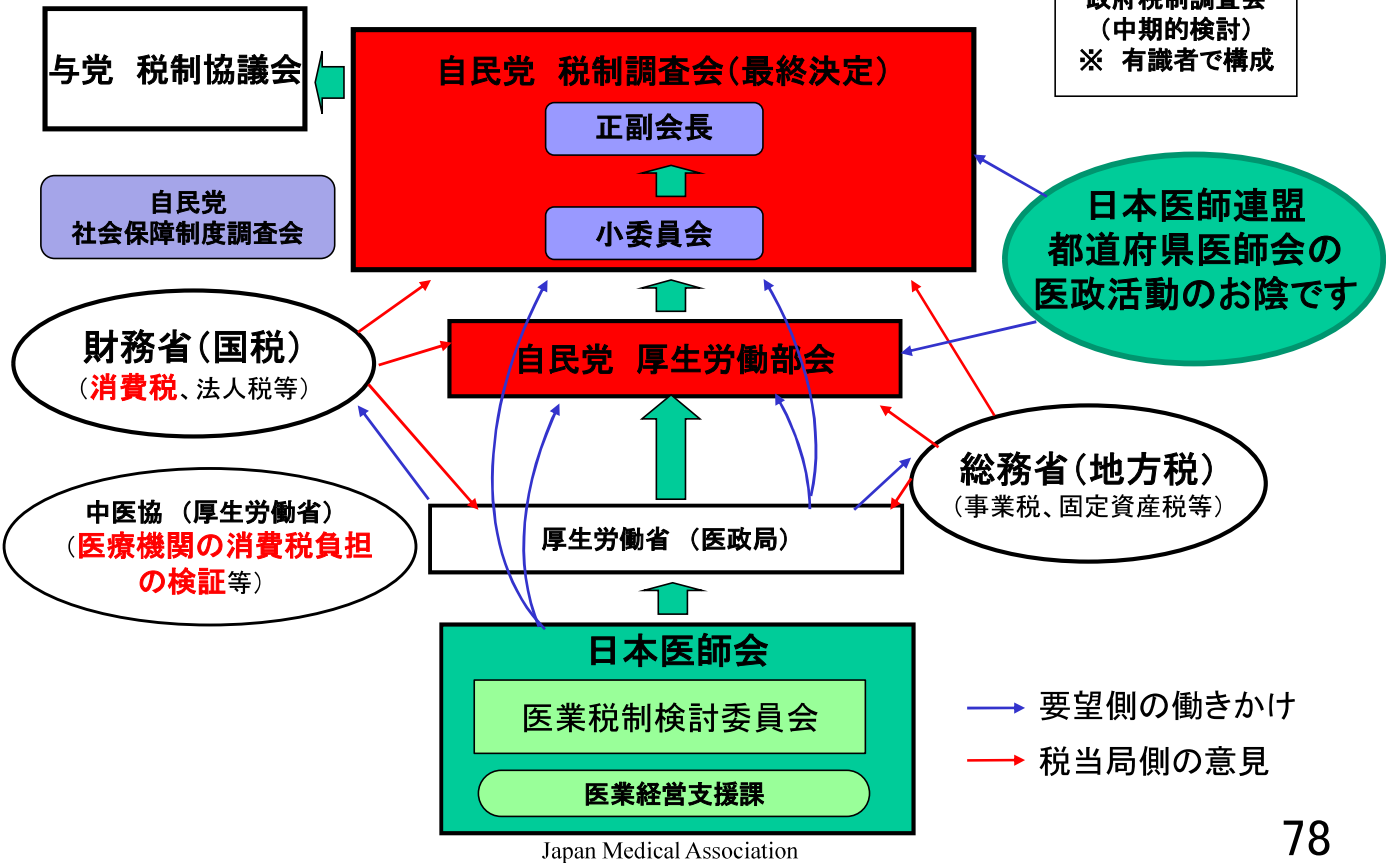
日本医師会への支援

与党国会議員への要望活動

税制改正の協議プロセスの中での成果

再掲

政府税制調査会
(中期的検討)
※ 有識者で構成



III. その他

2. 電子帳簿保存法の改正について

電子帳簿保存法の改正について

○電子取引のデータの保存

令和4年1月1日以降、取引先からの請求書などが電子メール等で電子ファイル(PDFなど)でのみ発行され、紙媒体では発行されなかった場合、そのデータを出力した書面(紙)での保存が認められないこととなり、電子データのまま所定の要件を満たす方法により保存することが必要とされています。

ただし、令和4年度税制改正において、2年間の経過措置が講じられ、令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません(事前申請等は不要)。

さらに、令和5年度税制改正において、令和6年1月1日以降適用される新たな猶予措置が決定しました(次頁)。

自由民主党税制調査会資料より
令和5年度税制改正大綱で決定済

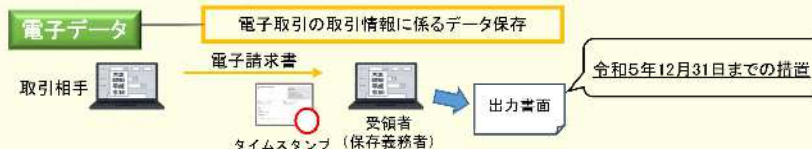
電子帳簿等保存制度の見直し(案)

○ 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、税務情報のデジタル化、優良な電子帳簿の普及・一般化に資する観点から、電子取引の取引情報に係るデータや所得税、法人税、消費税等の帳簿書類を電子的に保存するための手続について、以下の見直しを行う(令和6年1月1日以後適用)。

1 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

【現行】

- 申告所得税及び法人税の保存義務者は、電子取引を行った場合には、保存要件に従って、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録(データ)を保存しなければならないこととされている。
(注) 具体的な、「保存要件」については、「改ざん防止の要件(タイムスタンプ等)」、「検索機能の確保の要件」、「見出し可能装置の備付けの要件」等がある。
- 令和5年12月31日までに電子取引を行う場合には、事実上、電子取引の取引情報に係るデータを出力することにより作成した出力書面の保存をもって、そのデータの保存に代えることができることとされている(経過措置)。



【見直し案(1)】システム対応が間に合わなかった事業者等への対応

- 現行の経過措置(令和4年度改正で整備)は、適用期限(令和5年12月31日)の到来をもって廃止。
- システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者については、従前行われていた出力書面の保存に加え、データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、検索機能の確保の要件等を不要としてそのデータの保存を可能とする、新たな猶予措置を整備する。

| | 位置づけ | 適用要件 | 運用上の配慮 | 保存期間 | 具体的な適用場面 |
|-----|-------------------|--|------------------------|--------------------------------|---|
| 現行 | 令和5年12月31日までの経過措置 | ・税務署長がやむを得ない事情があると認める場合(保存義務者からの手続は不要)。 ・出力書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしておくこと。 | 事実上出力書面による保存が可能 | 出力書面について、事実上、税務調査期間の保存が必要 | システム対応が間に合わなかった事業者等に適用 ※システム整備する意向がある旨を口頭で回答する必要 |
| 改正案 | 本則(新たな猶予措置) | ・税務署長が相当の理由があると認める場合(保存義務者からの手続は不要)。 ・出力書面の提示・提出及びデータのダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと。 | なし ※あくまでも、データの保存が必要 | データ及び出力書面について、事実上、税務調査期間の保存が必要 | システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者等に適用 |

電子帳簿等保存制度の見直し (電子取引のデータ保存)

システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者については、従前行われていた出力書面の保存に加え、データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、**検索機能の確保の要件等を不要**としてそのデータの保存を可能とする、**新たな猶予措置**が決定しました(令和6年1月1日以後適用)。

| | 適用要件 | 運用上の配慮 | 保存期間 |
|-------------------------------|---|------------------------|--------------------------------|
| 現行 (令和5年12月31日 までの経過措置) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署長がやむを得ない事情があると認める場合(保存義務者からの手続きは不要)。 ・ 出力書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしておくこと。 | 事実上出力書面による保存が可能 | 出力書面について、事実上、税務調査期間の保存が必要 |
| 改正 (新たな猶予措置) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署長が相当の理由があると認める場合(保存義務者からの手続きは不要)。 ・ 出力書面の提示・提出及びデータのダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと。 | なし ※あくまでも、データの保存が必要 | データ及び出力書面について、事実上、税務調査期間の保存が必要 |

○電子取引のデータの保存

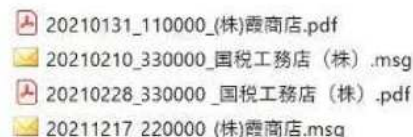
電子帳簿保存法が求める**所定の要件**を満たす保存方法とは、例えば以下のような方法です。

1. 専用ソフトによらない方法(あくまで一例)

- ・ 日付、金額、取引先がわかるファイル名をつけて、検索できるように整理して保存する
- ・ 改ざん防止のための院内の事務処理規程を設ける

規程のサンプルは国税庁ホームページからダウンロードできます。
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

〔ファイル保存のイメージ〕



2. 専用ソフトを利用する方法

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証された製品には、左記の認証マークが付されています

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)の認証



※顧問の会計事務所等とよくご相談の上、該当する電子取引の頻度を勘案し、ご検討ください

Ⅲ. その他

3. 消費税のインボイス制度について

消費税のインボイス制度

- 令和5年10月1日よりインボイス制度が導入されます
- インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額を伝えるものです
- 具体的には、現行の請求書や領収書等（現行の売手の氏名、買手の氏名、取引年月日、取引内容、税率ごとの価格等が記載されたもの）に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額」の記載が追加されたものです
- 令和5年10月1日からインボイス発行事業者として登録をする場合は、原則、令和5年3月31日までに登録申請書を税務署に提出する必要がありますが、これについては柔軟な取扱いが行われます
令和5年4月1日以降の提出でも令和5年9月30日までの申請についてはインボイス制度が開始する令和5年10月1日を登録開始日として登録される取扱いとなります。

消費税のインボイス制度

令和5年10月から、インボイス制度がスタートします

消費税法の法定記載事項を満たす「適格請求書」のことを、「インボイス」と呼びます

※ 「インボイス制度」の正式名称は、「適格請求書等保存方式」です。

| 請求書 | | |
|--------------------|----------|------------------|
| (株)〇〇御中 | | XX年11月30日 |
| 11月分 131,200円 (税込) | | |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | 小麦粉 ※ | 5,000円 |
| 11/1 | 牛肉 ※ | 10,000円 |
| 11/2 | キッチンペーパー | 2,000円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合計 | 120,000円 | 消費税 11,200円 |
| 10%対象 | 80,000円 | 消費税 8,000円 |
| 8%対象 | 40,000円 | 消費税 3,200円 |
| ※軽減税率対象 | | △△商事(株) |
| | | 登録番号 T12345..... |

(国税庁パンフレットより転載)

インボイスの記載事項は

税率10%と8%が区分記載された
現行の請求書等の記載事項に加え、
以下の2つがあります。

税率ごとの消費税額及び消費税率

発行者の登録番号

消費税のインボイス制度

消費税は消費者が負担する税金ですが、
税務署へ納税するのは消費者から消費税を
預かった事業者です。

事業者はその際に、「売上先から受け取っ
た消費税額」から「仕入先に支払った消費税
額」を差し引くことができます。

これを「仕入税額控除」と言います。

令和5年10月から「仕入税額控除」を受ける
ためには、支出の証拠書類として、法定の記
載事項を満たした「適格請求書等」の保存が
義務付けられることになりました(後述の免税
事業者と簡易課税事業者を除く)。

インボイスの記載事項

| 請求書 | | |
|--------------------|----------|------------------|
| (株)〇〇御中 | | XX年11月30日 |
| 11月分 131,200円 (税込) | | |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | 小麦粉 ※ | 5,000円 |
| 11/1 | 牛肉 ※ | 10,000円 |
| 11/2 | キッチンペーパー | 2,000円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合計 | 120,000円 | 消費税 11,200円 |
| 10%対象 | 80,000円 | 消費税 8,000円 |
| 8%対象 | 40,000円 | 消費税 3,200円 |
| ※軽減税率対象 | | △△商事(株) |
| | | 登録番号 T12345..... |

(国税庁パンフレットより転載)

(国税庁パンフレットより転載)

なぜインボイスの保存が必要なのか、というと、それが「仕入れ税額控除」
の要件になるからです。

消費税のインボイス制度

インボイス制度導入の目的は、取引の正確な消費税額と消費税率を把握することです。

特に複数税率のもとでは、1つの領収証の中でも、税率ごとの正確な消費税額を取引の相手先に伝えることが重要となります。

購入した品目の税率が8%だったのに10%で仕入税額を計算すれば、差の2%分は過大な控除となり、不当な利益となります。

このような誤りや、その結果生ずる不当な利益を出さないために、法定の記載事項が記録されたインボイスの保存が求められます。

消費税を納める課税事業者が免税事業者に支払った消費税が、「益税」にならないようにすることが、インボイス制度導入の目的の一つです。

なお、医療機関の患者さんは最終消費者ですので、消費税の申告は行いません。従って「仕入税額控除」の要件である「インボイスの保存」は必要ありません。

消費税のインボイス制度

医療機関が

- ◆ **買い手** の立場に立ったときの対応と、
 - ◆ **売り手** の立場に立ったときの対応に、
- 分けてお話しします。

買い手の立場

…薬品・材料の仕入れ、医療機器・備品等の購入や、その他の経費を支出し、請求書や領収書を受取ったときの対応

売り手の立場

…日常診療で患者さんに領収書を発行するとき、健診や予防接種などの領収書や請求書を発行するときの対応

消費税のインボイス制度

医療機関が**買い手の立場**で領収証や請求書等を受け取った場合

インボイス制度が導入された時の「仕入取引」に関する対応は以下のとおりです。

| | |
|--|--|
| ①免税事業者 (年間の課税売上高1,000万円以下) | 仕入取引に関して特段の対応は不要 ※社会保険診療中心の診療所の多くはここに該当 |
| ②簡易課税事業者 (年間の課税売上高1,000万円超5,000万円以下) | |
| ③一般課税事業者 (年間の課税売上高5,000万円超または自ら課税事業者を選択した事業者) | 令和5年10月から 「適格請求書(インボイス)等」の保存が必要 |

上記の、「仕入取引」における対応については、医療機関に特有の内容はなく、一般の業種と共通になります。

消費税のインボイス制度

医療機関が**売り手の立場**で領収証や請求書等を発行する場合

「**売上取引**」への対応、即ち医療機関が発行する請求書・領収書等に関する対応は、相手先が消費者か事業者かで分かります。

売上の相手先が患者さんの場合、**最終消費者である患者さんに出す領収証等は、現状どおりで良く、記載事項を満たす「インボイス」である必要はありません。**

一方、売上の相手先が消費税の申告をしている事業者(※)の場合、消費税のかかる取引(課税売上)については、その相手先(顧客)からインボイスの発行を求められることが想定されます。

| 請求書 | | |
|---------|--------------|------------------|
| (株)〇〇御中 | | XX年11月30日 |
| 11月分 | 131,200円(税込) | |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | 小麦粉 ※ | 5,000円 |
| 11/1 | 牛肉 ※ | 10,000円 |
| 11/2 | キッチンペーパー | 2,000円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ |
| 合計 | 120,000円 | 消費税 11,200円 |
| 10%対象 | 80,000円 | 消費税 8,000円 |
| 8%対象 | 40,000円 | 消費税 3,200円 |
| ※軽減税率対象 | | △△商事(株) |
| | | 登録番号 T12345..... |

(国税庁パンフレットより転載)

※予防接種などの医師会の委託事業を受託しているときは、契約の内容等により、医師会も該当する場合があります。

消費税のインボイス制度

企業等の事業者から社員の健康診断や予防接種などを受託していたり、企業から治験を請け負っている医療機関では、令和5年10月以降、その事業者からインボイスの発行を求められることが考えられます。

その事業者は、「仕入税額控除」を受けるためには、インボイスをもらって保存しておく必要があるからです。

インボイスは、「インボイス発行事業者」として税務署の登録を受けた課税事業者（消費税の申告・納付をしている事業者）でなければ発行することができません。

現在、免税事業者で、かつ事業者に対して課税売上有る医療機関においては、今後インボイスを発行するためには、自ら課税事業者になる必要がありますので、それによる新たな納税義務の負担増と、仮に企業健診その他のインボイスを要求される取引が失われた場合の損失を比較して、「自ら課税事業者となる選択を行うか否か」を含めて、「インボイスを発行するための登録申請を行うか否か」を慎重に検討することが必要です。

※令和5年10月1日からインボイス発行事業者として登録を受けるには、原則、令和5年3月31日までに税務署に申請する必要がありますが、これについては柔軟な取扱いが行われます。

消費税のインボイス制度

現在、免税事業者であり、かつ事業者に対して課税売上有る医療機関においては、…

自ら課税事業者に変更してインボイスを発行する選択肢のほかに、

「免税事業者なのでインボイスは発行できない代わりに消費税は頂かない」ということ等をアピールして、取引を失わないように、企業と価格交渉をする選択肢もあると思われます

なお、消費税法上は、インボイスを出さないからといって消費税分の値引きを求められるものではありません。

企業健診等の取引先を失わないために「値引き」を行うことはありますが、取引先から（立場の強い顧客側から）値引きを強要されることは後述の独占禁止法との関連で問題となり得ます。

消費税のインボイス制度

(登録申請をして)インボイスを発行する場合でも、…

医療機関の売上げ先のほとんどはインボイスとは無関係の患者さんですので、多くの医療機関では、インボイスを発行する機会は多くはないものと思われます

インボイスは、法定の記載事項を満たしさえすれば、手書きでもエクセル等の汎用アプリでも有効に作成できます

インボイスを発行する機会の少ない医療機関が過度なシステム改修などを慌てて行うことのないように、慎重に検討しましょう

事業者に対する課税売上有る医療機関の対応

企業等の事業者からインボイスの発行を求められる具体的なケース(課税売上)

- ・企業から社員の健康診断、予防接種を受託しているケース
- ・企業が費用を負担して社員に業務上必要な検査を受けさせるケース
- ・企業から産業医報酬を受け取っているケース
(個人が給与として受け取るものは除く)
- ・企業からの治験収入、テナント収入があるケース
- ・売店で企業等の従業員が社用の買い物をするケース 等

※例えば、医師会が取りまとめを行っている自治体や保険者の検健診・予防接種事業は、妊婦健診等を除き、実施医療機関の課税売上です

事業者に対する課税売上有る医療機関の対応を整理

対応として3つの選択肢があります

- インボイス発行事業者の登録申請を行い、登録を受け、インボイスを発行する
- インボイスを発行せず
消費税相当額または一定額を値引きする
(値引は取引喪失のリスクを抑えるためであり、消費税法上、求められるものではない)
- インボイスを発行せず
値引きもしない
(取引喪失のリスクがある)

消費税のインボイス制度(取引先の免税事業者に課税事業者になるように要請するケース)

取引先に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、課税事業者にならないければ取引価格を引き下げる、それにも応じなければ取引を打ち切るなど一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

① 要請文書発出
いきなり何だろう…?
取引先A (免税事業者)
取引先B (免税事業者)
うちが免税事業者との取引が多いし、とりあえず、課税事業者になってもらおう

② 要請文書には…
通告
インボイス事業者にならないければ、消費税分はお支払いできません。
承諾いただければ、今後は今後のお取引は考えさせていただきます。

③ 価格交渉 (免税事業者のままのAさんの場合)
免税事業者のままでも、価格を据え置いてもらえませんか…?
免税のままなら10%価格を引き下げます! それがいやなら今後の取引は考えさせていただきます。
わかりました…

③' 価格交渉 (課税転換するBさんの場合)
(取引を切られるのは困る…!)
課税事業者になります!
ありがとうございます。では、今まで通りの金額でお願いします。
課税転換するのに、価格交渉もさせてくれないんですね…

公正取引委員会「インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方」より抜粋

日本医師会ホームページに「適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入と医療機関の対応」に関する資料を作成し、掲載しています



特に以下に該当する医療機関方は、是非一度ご確認ください

- ・消費税の納税が「一般課税方式」の医療機関等
 - ➡ 令和5年10月からインボイスの**保存**が必要となります。
- ・事業者宛に課税売上(健康診断や予防接種等)の領収証や請求書を発行する医療機関
 - ➡ インボイス**発行**の準備(インボイス発行事業者の登録申請ほか)についてその可否を含めてご検討下さい

消費税、事業承継の問題を中心に
お話をいたしました

日本医師会は、税制要望の実現に向け、
要望活動に尽力して参ります

皆様のご理解ご支援を賜りますよう
お願い申し上げます

ご清聴ありがとうございました。



日本医師会 キャラクター
日医君（にちいくん）

山口県医師会主催
令和4年度 医療機関税制セミナー



クリニックの 事業承継について

令和5年2月2日
TKC全国会 医業・会計システム研究会
税理士 岡村 嘉記

©TKC全国会 2022

0



目次 Agenda

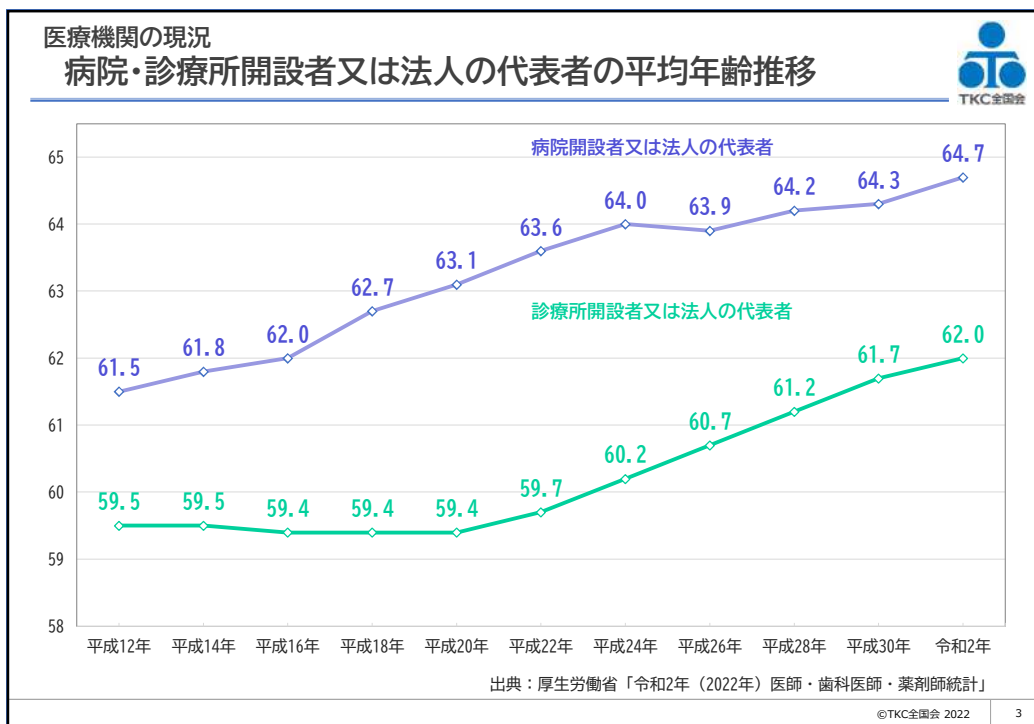
- 医療機関の現況.....02
- 個人診療所の事業承継.....08
- 医療法人の事業承継.....26
- 補足：クリニックの廃止・解散.....52

©TKC全国会 2022

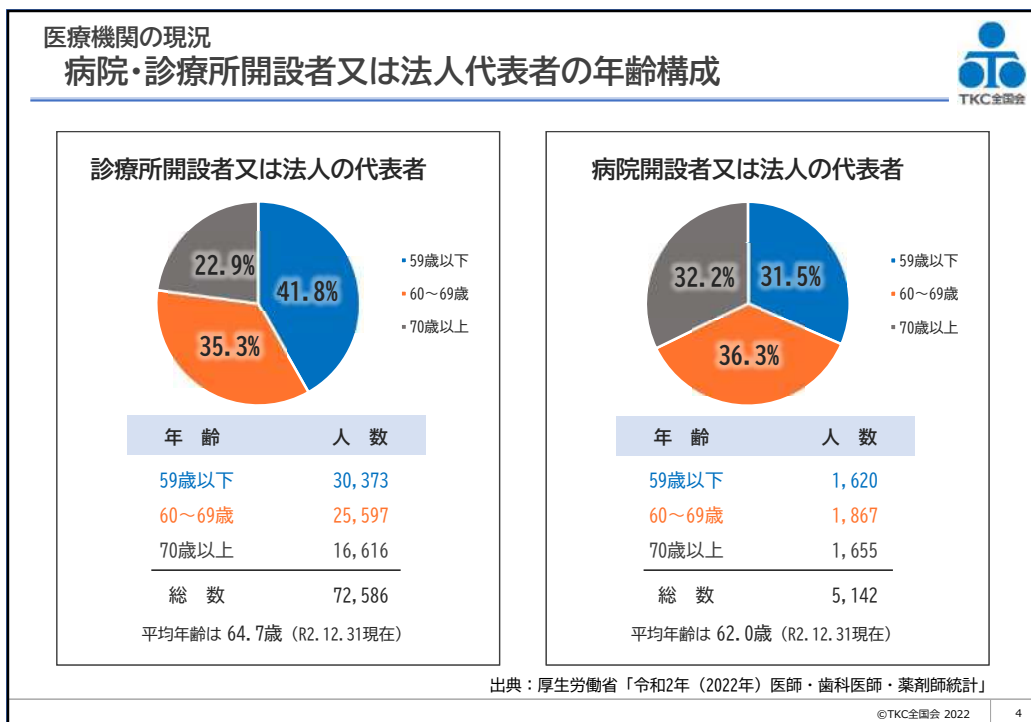
1



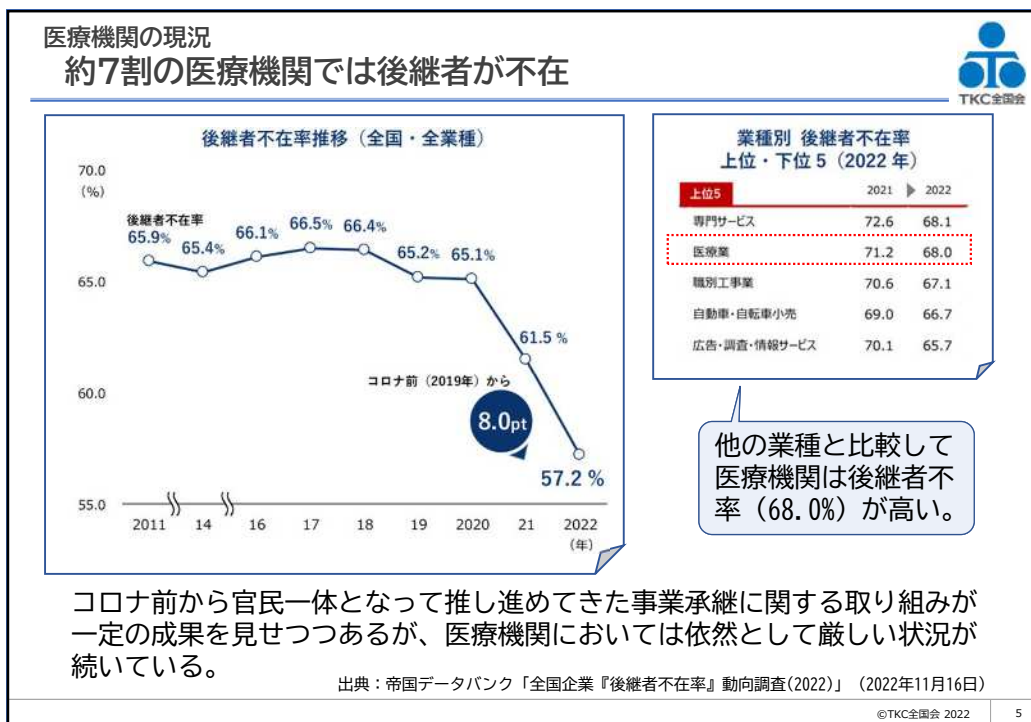
2



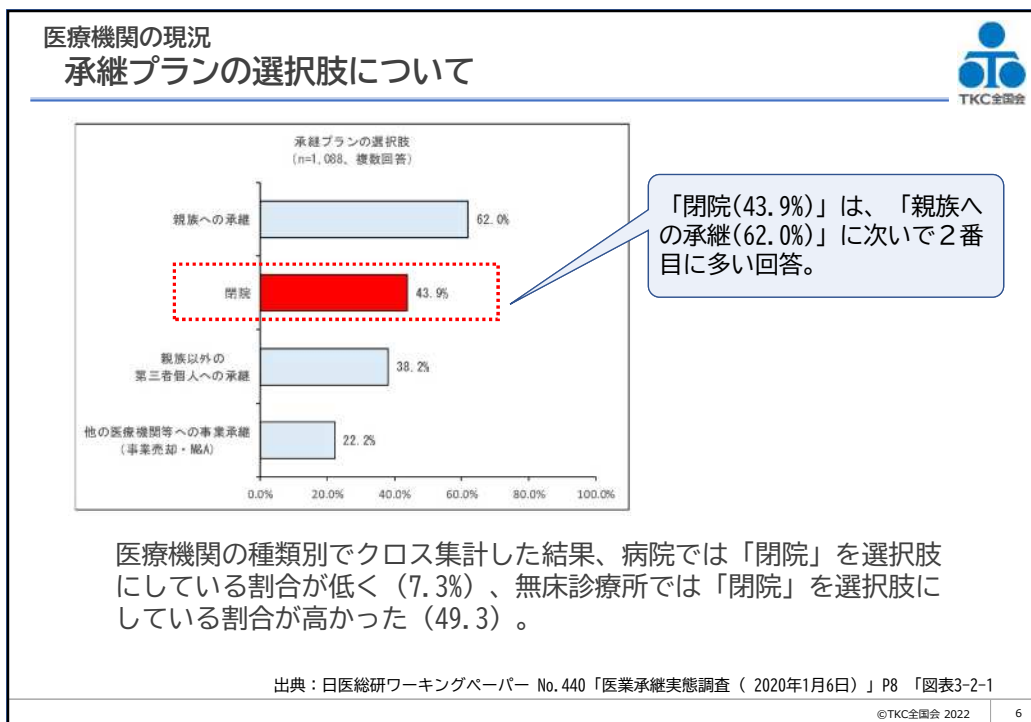
3



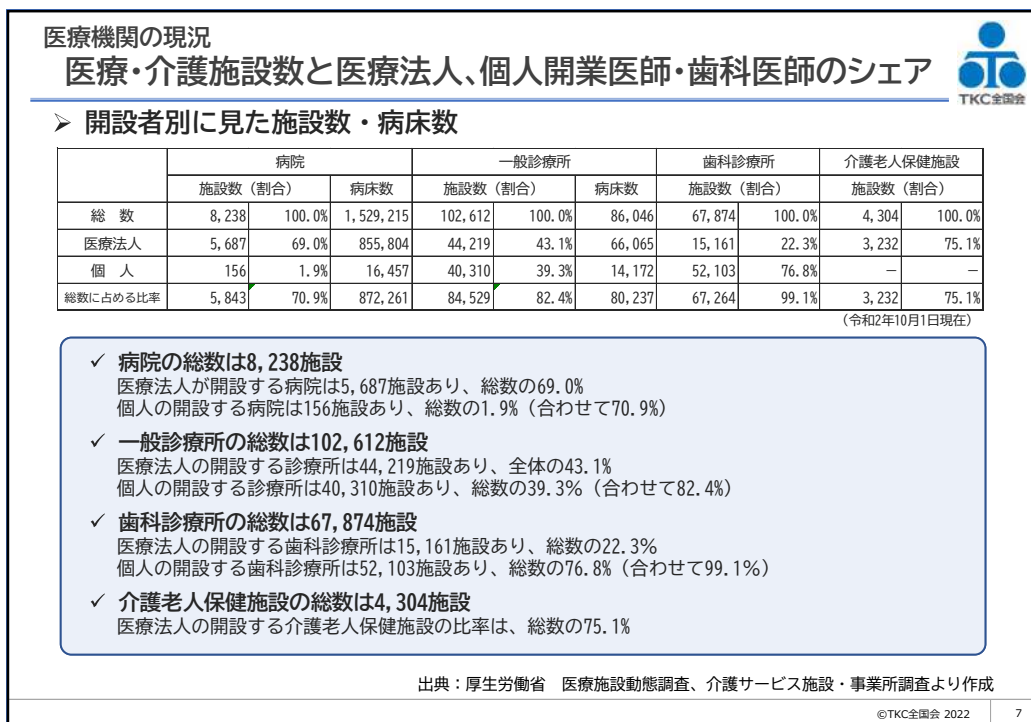
4



5



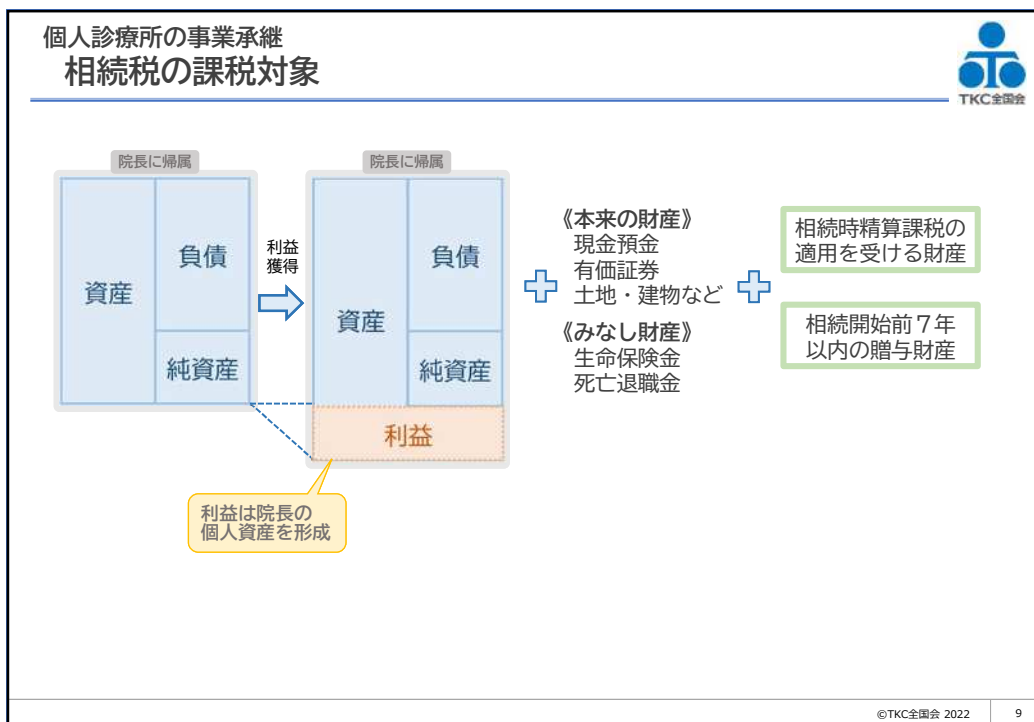
6



7




8



9

個人診療所の事業承継
「事業」の承継と「財産」の承継



1. 事業の承継 → 医業承継対策
(理念、患者さん、職員さん)

相続が発生すると、


2. 財産の承継 → 相続税対策
→ 遺産分割対策 (“争族”対策)

※承継の仕方は「親族」か、「第三者」への承継かによっても変わってくる。

©TKC全国会 2022 10

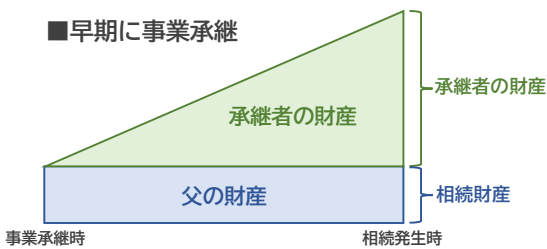
10

個人診療所の事業承継
個人診療所の事業承継



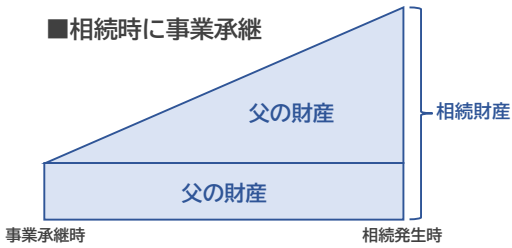
1. 生前事業承継

■ 早期に事業承継



- メリット
相続税の節税・早目の財産移転
- デメリット
事業承継者以外の相続人の不平等感

■ 相続時に事業承継




- メリット
相続人間の平等の確保?
- デメリット
承継者の努力が相続財産となる可能性
承継者にとって不利益
相続税負担増加

©TKC全国会 2022 11

11

個人診療所の事業承継
個人診療所の事業承継



2. 個人事業者に係る相続税や贈与税の納税猶予制度の活用

- 財産目録の作成(遺産分割の基礎資料)
- 引退後の必要生活資金
(小規模企業共済掛金・倒産防止掛金)
- 遺言書の活用(民法の改正)


3. 患者さんの承継アナウンス

4. 事業承継の諸手続き(次スライド)

©TKC全国会 2022 12

12

個人診療所の事業承継
事業承継時の手続き(個人事業の場合)



| 旧院長手続き | 新院長手続き |
|------------------------------|------------------------------|
| 診療所廃止届 → 廃止後10日以内 | 診療所開設届 → 開設後10日以内 |
| 診療所エックス線装置廃止届 → 10日以内 | 診療所エックス線装置廃止届 → 10日以内 |
| 医師・歯科医師の免許の籍登録抹消届 → 死亡の場合 | 麻薬施用(管理)者免許申請 |
| 開設者死亡届 → 10日以内 | 保険医療機関指定申請書 |
| 麻薬施用者業務廃止届 → 15日以内 | 労災・自賠責・原爆・生活保護その他申請届 |
| 麻薬所有届 → 15日以内 | 個人事業開設届 |
| 保険医療機関廃止届 | 青色申告専従者給与の届出 |
| 労災・自賠責・原爆・生活保護その他廃止届 | 青色申告の届出 |
| 個人事業廃止届 | 不動産関係の契約 |
| 給与支払事業所等の廃止届 | その他税務関係手続き |
| その他税務関係手続き | 医師会への届 |
| 医師会への届 | 許認可事項(訪問看護ステーション・介護事業所)承認手続き |
| 許認可事項(訪問看護ステーション・介護事業所)廃止手続き | 金融機関手続き 債務承継について |
| 金融機関手続き 債務承継について | 職員の雇用関係手続き 雇用保険・労働保険・社会保険 |
| 職員の雇用関係手続き 雇用保険・労働保険・社会保険 | リース契約・保険契約・賃貸借契約他契約関係確認 |
| リース契約・保険契約・賃貸借契約他契約関係確認 | |
| 相続関係手続き | |

■医療法人の場合、法人との契約であり「理事長・院長」の交代手続きで終了

©TKC全国会 2022 13

13

個人診療所の事業承継
医療機関の事業承継 [個人vs法人] その1

TKC全国会

個人事業の承継 ▶ 資産・運転資金・職員の承継

- 被相続人（院長）に医療機関の債権・債務や資産が帰属している。
また、従業員の雇用関係も個人に帰属している。
- ヒトである職員の承継、モノである医療施設や医療器械、
カネである運転資金を先代から若先生に承継する必要がある。
- 事業承継をする際は、医療機関の資産・負債を中心に「遺言書（できれば公正証書遺言）」で方向性を示すことが望ましい。

限界
遺留分

©TKC全国会 2022 14

14

個人診療所の事業承継
医療法人化の検討

TKC全国会

医療法人化してからの承継

- 個人事業の場合と比較して承継に関する手続きが簡素化
- 病医院に係る資産が「基金」に集約される
※基金とは医療法人に対する出資に代わる無利息貸付金

| 医療法人化のメリット | | 医療法人化のデメリット | |
|------------|-----------------------------------|-------------|--|
| 家計と医療経営の分離 | 計画的な運営 | 資金の使用制限 | 医療法人の事業目的に制約がある 事由に資金を使えない 例：別荘、スポーツカー、その他 |
| 公的なイメージ | スタッフ募集に有利 | 経営運営 | 個人と法人のバランスを考える 保険料、退職金、出資持分評価移転 他運営について有利を追求する手間 |
| 所得税・住民税の節税 | 資金繰りが良くなる 税率差による節税効果 | 社会保険 | 社会保険の法人負担分がある 強制加入（厚生年金） |
| 相続税対策として有効 | 計画的に贈与等可能 | 小規模企業共済 | 法人役員は加入できない |
| 事業拡大 | 介護事業参入 分院設立 保育園その他医療法42条施設 | 法人経理 | 個人より多少煩雑、毎年の管理業務 |
| 事業承継に有利 | 理事の変更のみで可能 事業用財産の包括的承継 | 経理公開 | 都道府県に財務報告が必要 |
| 生命保険料の取扱 | 法人では必要経費。受取人法人 | 所得が減少 | 節税メリットなくなる 所得がないと個人税率の方が低い |
| 専従者給与の取扱 | 法人では役員報酬として受給可能 もっぱら従事（専従）要件なし | 個人の可処分所得減少 | 法人の内部留保増加 |
| 役員退職金の取扱 | 法人では親族分も必要経費 | | |

©TKC全国会 2022 15

15

個人診療所の事業承継 相続税の仕組み

相続税は、正味の総遺産額が基礎控除額を超える場合に課税されます

遺産の総額 +

- 相続時精算課税の適用を受ける財産
- 相続開始前7年以内※の贈与財産

−

- 債務、葬式費用
- 課税されない財産

↓

墓所、霊びょう、国、地方公共団体等に寄付した財産、生命保険金、死亡退職金などのうちの一定の金額まで。

↓

《**本来の財産**》
被相続人が死亡した日に所有していた現金預金、**医療法人は出資金及び基金**、有価証券、土地、建物など一切の財産
個人診療所は事業用未収入金、医療器械、棚卸資産等を含む

《**みなし財産**》
被相続人の死亡を起因として、相続人がもらえる財産も相続財産とみなされ、相続税の課税対象となる（具体例：死亡退職金、生命保険金）。

基礎控除額

3,000万円
+
(600万円×法定相続人の数)
平成27年1月1日相続開始分

↓

被相続人の死亡の日に有していた借入金や未払金、通夜や葬式にかかった費用。
個人診療所は買掛金、未払金等を含む

※令和6年1月1日以後、贈与により取得する財産にかかる相続税に適用される。
(相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については当該財産の価格の合計額から100万円を控除)

©TKC全国会 2022 16

16

個人診療所の事業承継 相続税の計算 《妻と子2人の例》

正味の総遺産額 − 基礎控除額 = 課税遺産額 → 法定相続人による分割

配偶者(2分の1)
子①(4分の1)
子②(4分の1) × 税率 = 相続税の総額 → 各人が取得した財産の割合に応じて相続税の総額を按分


| 法定相続分に応ずる各相続人の取得金額 | 税率 | 控除額 |
|--------------------|-----|---------|
| ～1,000万円以下 | 10% | — |
| 1,000万円超～3,000万円以下 | 15% | 50万円 |
| 3,000万円超～5,000万円以下 | 20% | 200万円 |
| 5,000万円超～1億円以下 | 30% | 700万円 |
| 1億円超～2億円以下 | 40% | 1,700万円 |
| 2億円超～3億円以下 | 45% | 2,700万円 |
| 3億円超～6億円以下 | 50% | 4,200万円 |
| 6億円超～ | 55% | 7,200万円 |

※平成27年1月1日以後の税率表
【申告と納付】
相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に申告書を税務署へ提出し、納付する。

©TKC全国会 2022 17

17

個人診療所の事業承継
個人版事業承継税制のポイント



- 青色申告にかかる事業の後継者
- 経営承継円滑化法の認定を受けた者
令和6年3月31日までに都道府県知事に「個人事業承継計画」を提出
←経営革新等支援機関の指導及び助言
- 平成31年1月1日から令和10年12月31日までの特定事業用資産
※贈与または相続 ⇒ 全額猶予
※贈与および相続開始の前年の青色決算書（65万円控除）の貸借対照表に計上されているもの
 - ・宅地等（面積が400㎡以下の部分）▶ 円滑化法の認定上は面積制限なし
 - ・建物（床面積が800㎡以下の部分）
 - ・減価償却資産
- 担保の提供必要（国税通則法第50条）
- 事業用小規模宅地等の特例と選択適用

©TKC全国会 2022 18

18

個人診療所の事業承継
個人版事業承継税制の検討



| | 個人版事業承継税制 | 小規模宅地等の特例 |
|----------|--|---------------|
| 事前の計画策定等 | 5年以内の個人事業承継計画の提出 平成31年4月1日から 令和6年3月31日まで | 不要 |
| 適用期限 | 10年以内の贈与・相続等 平成31年4月1日から 令和10年12月31日まで | なし |
| 承継パターン | 贈与・相続等 | 相続のみ |
| 対象資産 | ・宅地等（400㎡まで） ・建物（床面積800㎡まで） ・一定の減価償却資産 | 宅地等（400㎡まで）のみ |
| 減額割合 | 100%（納税猶予） | 80%（課税価格の減額） |
| 事業の継続 | 終身 | 申告期限まで |


出典：国税庁「個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（個人版事業承継税制）のあらまし（令和3年5月）」

©TKC全国会 2022 19

19

個人診療所の事業承継

個人事業の病医院の承継にこの制度を活用する際の留意点



■相続税の申告期限から5年経過後に特定事業用資産を現物出資し会社を設立した場合には、当該会社の株式等を保有していることなどを要件に納税猶予が継続されます。
※ここで留意する点は会社と現物出資です。

■医療法人は、医療法に基づき設立が認められる法人であって、会社ではありません。
また、持分のない医療法人は、現物出資という手続きはありません。

■相続税申告期限から5年経過後に医療法人化した場合、納税猶予の継続が認められず、打ち切りとなります。

■猶予税額と利子税の納付が求められます。


■病医院承継後の後継者に医療法人化の選択肢がなくなります。
※猶予税額と利子税を納付することで医療法人化することは可能

©TKC全国会 2022 20

20

個人診療所の事業承継

相続税対策の基本は「生前贈与」



■贈与税が相続税を上回らないように

- ・「110万円」の基礎控除を毎年活用する。
- ・相続税と贈与税の税率差を計算して、贈与税額が相続税額を上回らない範囲内で贈与する金額を決める。
- ・相続開始から7年前※1まで遡って贈与された資産は相続税の課税対象となる。

※1：令和6年1月1日以後、贈与により取得する財産にかかる相続税に適用。
ただし、相続開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については当該財産の価格の合計額から100万円を控除できる。

■下の世代へ、できるだけ多くの人に

- ・配偶者より子、子より孫が有効。
- ・「18歳以上」※2の子や孫が、平成27年1月1日以降、父母、祖父母などの直系尊属からの贈与を受けた場合、一般の贈与に比べ、緩和された税率が適用できる特例。

※2：令和4年3月31日以前の贈与については「20歳以上」

©TKC全国会 2022 21

21

個人診療所の事業承継
参考:相続税、贈与税の速算表

TKC全国会

■相続税の速算表

| 各取得分の金額 | 税率 | 控除額 |
|-----------|-----|---------|
| 1,000万円以下 | 10% | — |
| 3,000万円以下 | 15% | 50万円 |
| 5,000万円以下 | 20% | 200万円 |
| 1億円以下 | 30% | 700万円 |
| 2億円以下 | 40% | 1,700万円 |
| 3億円以下 | 45% | 2,700万円 |
| 6億円以下 | 50% | 4,200万円 |
| 6億円超 | 55% | 7,200万円 |

■贈与税の速算表

| 基礎控除後の課税価格 | 一般 | | 直系尊属(18歳以上) | |
|------------|-----|-------|-------------|-------|
| | 税率 | 控除額 | 税率 | 控除額 |
| 200万円以下 | 10% | 0万円 | 10% | 0万円 |
| 300万円以下 | 15% | 10万円 | 15% | 10万円 |
| 400万円以下 | 20% | 25万円 | | |
| 600万円以下 | 30% | 65万円 | 20% | 30万円 |
| 1,000万円以下 | 40% | 125万円 | 30% | 90万円 |
| 1,500万円以下 | 45% | 175万円 | 40% | 190万円 |
| 3,000万円以下 | 50% | 250万円 | 45% | 265万円 |
| 4,500万円以下 | 55% | 400万円 | 50% | 415万円 |
| 4,500万円超 | | | 55% | 640万円 |

※相続時精算課税制度を適用しない場合

■贈与税基礎控除額(110万円)以上の贈与をする意味

[例] 子に500万円を贈与した場合
 $(\text{贈与額} - \text{基礎控除額}) \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{贈与税額}$
 $(500\text{万円} - 110\text{万円}) \times 15\% - 10\text{万円} = 48\text{万}5\text{千円}$ (9.7%の税負担率)

©TKC全国会 2022 22

22

個人診療所の事業承継
相続時精算課税制度の活用

TKC全国会

■2,500万円までは特別控除

- 60歳以上の親、祖父母から18歳以上※の贈与者の推定相続人および孫が「相続時精算課税制度」を利用して贈与を受ける場合、2,500万円の特別控除がある。
- ※令和4年3月31日以前の贈与については「20歳以上」となる。
- 贈与の期間、回数は関係ない。(平成27年1月1日以降の贈与)
- ただし、相続時に贈与財産の価額を加算して相続税額を計算することになる。
- 60歳、18歳は贈与のあった年の1月1日における年齢で判定します。
- 令和6年1月1日以後の贈与について、各年分の課税価格から基礎控除110万円の控除ができる。
- 暦年課税との選択制となる(変更不可)。

有利な事例

相続時において贈与時より課税価格が
上昇するような財産の贈与

相続税が
少なくなる

不利な事例


相続時において贈与時より課税価格が
下落するような財産の贈与

相続税が
多くなる

©TKC全国会 2022 23

23

個人診療所の事業承継
相続時精算課税制度の注意点




1. この制度を選択適用すると、その贈与者（親）からの贈与は**暦年課税には戻れない**。
2. この親子間の贈与が**2,500万円を超える部分**は一律**20%**の贈与税となる。
3. 贈与税の申告期間内に贈与税の申告書に「**相続時精算課税選択届出書**」および**必要書類を添付して提出**が必要となる。
4. 相続時に加算される贈与財産の課税価格は、**贈与時の価額**になる。
5. 令和6年1月1日以後の贈与については、その年の課税価格から「**110万円**」を**控除**できる。
6. この制度を利用しても、必ずしも**相続税が少なくなる**とは**限らない**（贈与時価格 > 相続時価格など）。

©TKC全国会 2022 24

24

個人診療所の事業承継
生前贈与の非課税特例を活用する



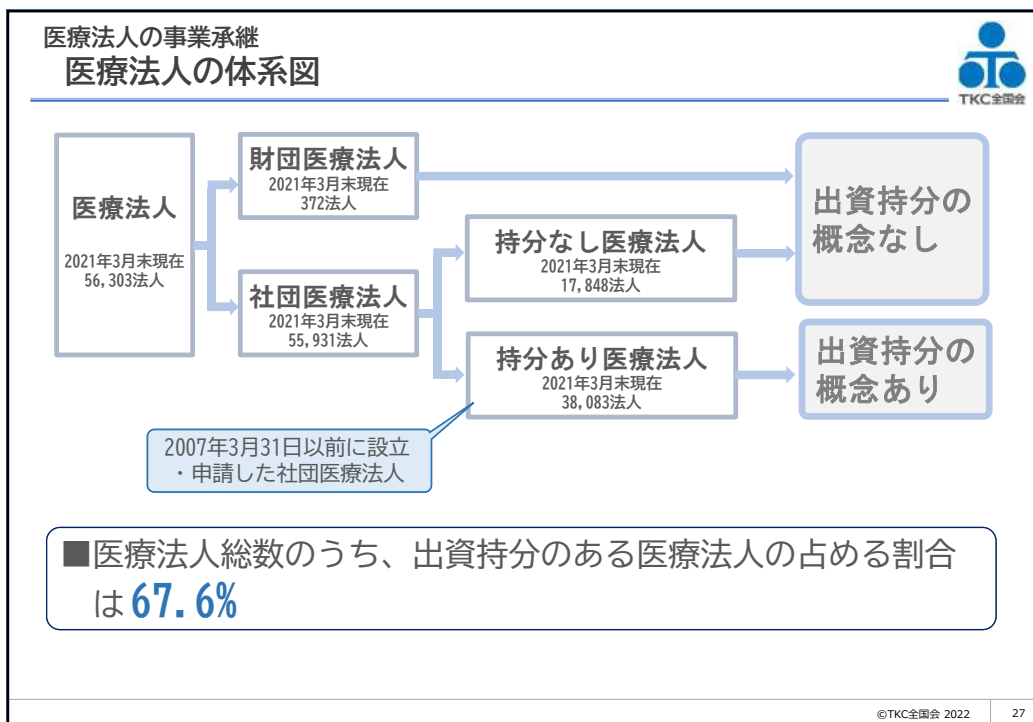
1. **贈与税の配偶者控除**
・婚姻20年以上の夫婦間で、居住用不動産または居住用不動産を取得するための資金が贈与された場合は、基礎控除110万円の他に2,000万円まで非課税
2. **教育資金の一括贈与（～令和8年3月31日 3年延長）**
・平成30年3月末の実績：契約件数（19万4,336件）
信託財産設定額（約1兆3,735億円）
・直系尊属から、30歳未満の子・孫・ひ孫への教育費を贈与した場合、受贈者一人につき、1,500万円まで贈与税が非課税
・30歳に達した時点で、残額がある場合には、その時において贈与があったとされ、贈与税が課税されるので注意
3. **住宅取得資金の贈与（～令和5年12月31日）**
・省エネ等住宅の場合には1,000万円まで、それ以外の住宅の場合には500万円まで非課税（18歳以上の直系損族）
4. **結婚・子育ての贈与税非課税制度（～令和7年3月31日 2年延長）**
・平成30年3月末の実績：契約件数（5,343件）、信託財産設定額（151億円）

©TKC全国会 2022 25

25



26



27

医療法人の事業承継

医療機関の事業承継 [個人vs法人]その2

TKC全国会

法人の事業承継 ▶ 社員・役員の地位・持分の承継

- 医療法人に医療機関の債権・債務などの資産などが帰属している。
従業員との雇用関係も医療法人が主体で継続しやすい。契約関係も継続する。
→医療事業を医療法人という「器（組織）」で承継することができる。
- 事業承継は、社員の入退社、理事長など役員変更、管理者変更と持分の承継手続となる。（日頃から出資者名簿・役員名簿などを整備しておく。）

©TKC全国会 2022 28

28

医療法人の事業承継

資産の固定化効果・相続税の課税対象

TKC全国会

《出資持分あり医療法人》

利益獲得

資産 負債

資産 負債

出資金 出資金

利益

相続税の課税対象
出資者に帰属

《基金拋出型医療法人》

利益獲得

資産 負債

資産 負債

基金 基金


利益

医療法人化に伴い
資産を基金化
⇒利益は個人に帰属しない
基金のみ拋出者に帰属


但し、解散時
国等に帰属

©TKC全国会 2022 29

29

| | |
|---|---|
| <p>医療法人の事業承継 医療法人の事業承継</p> |  |
| <p>持分の定めのある法人（経過措置型医療法人）</p> | |
| <p>医療法人は配当禁止であるため経営が順調で内部留保が増えれば価値が膨らんでいきます。 出資金の価値が増加しても、社員を退社して払戻請求権の行使、もしくは解散による残余財産の分配が無い限り、その金額は手元には戻りません。</p> | |
| <p>基金拠出型医療法人</p> | |
| <p>基金は無利息貸付金で、医療法人に拠出した金額しか戻りません。 医療法人の利益剰余金がどんなに増加しても、その価値は変わりません。 従って相続等の際に持分の定めのある医療法人は、出資持分の評価が価値増加と共に上がりますが、基金拠出型医療法人はその価値が膨らみません。</p> | |
| <p>©TKC全国会 2022</p> | <p>30</p> |

30

| | |
|--|---|
| <p>医療法人の事業承継 持分あり医療法人(経過措置型医療法人)の「出資持分」の特徴</p> |  |
| <p>① 社団医療法人の構成員として「社員」が存在する。社員が出資した財産により医療法人の元入資産が形成される。</p> <p>② 社員には“出資をした社員”と“出資をしていない社員”が存在する。</p> <p>③ 社員資格と出資は絶対要件ではない。</p> <p>④ 社員は自然人か非営利法人。</p> <p>⑤ 営利法人（会社など）も持分を所有できるが、社員にはなれない（議決権なし）。</p> <p>⑥ 出資割合による経営支配権に軽重はない。社員は平等に一人1個の議決権を持つ。</p> <p>⑦ 医療法第54条で剰余金の配当は禁止されている。</p> <p>⑧ 厚生労働省の示す旧モデル定款により死亡または退社等による社員資格の喪失を理由に持分の払戻請求権が生じる。</p> <p>⑨ 「持分」の相続は「社員の身分」を伴って承継されるものではない。社員の死亡は即退社で、そこで社員の身分は喪失される。そして、社員であった被相続人は持分に応じた「持分払戻請求権」を有することになる。</p> <p>⑩ 社員資格を保有したまま、持分の全部・一部を他の社員又は第三者に贈与または譲渡することは可能。</p> | |
| <p>©TKC全国会 2022</p> | <p>31</p> |

31

医療法人の事業承継
医療法人の承継にあたっての問題点


TKC全国会

持分あり医療法人の特徴

すなわち、医療法人の出資金は・・・

「医療法人が存続する事を前提とした場合、出資持分を有することによる金銭的なメリットは殆ど無いにもかかわらず、将来の相続税課税の対象になり、また、持分の後継者等への分配の結果によっては、将来の医療法人の経営に支障をきたすことがある。」

という**特徴**があると言えます。



事前の計画的な持分移転の対策が必要です!!

©TKC全国会 2022 32

32

医療法人の事業承継
医療法人の支配権

TKC全国会

後継者への集中

設立時の出資金を多くの親族等で出資している場合などが見受けられます。後継者以外の者にとっては、**配当ももらえないし換金手段も限られて**います。**持っいても仕方がない**という状況にもなりかねません。

また安易に出資持分を相続人で分けてしまうと、次世代において、**出資者が退社して払戻請求権の行使**により、医療法人の**財産を払い戻す**事態も想定されますので、**出資金は後継者に集中すべき**かと思います。


従って生前から、**出資金を整理して後継者に集中できるよう対策を講じる**べきかと思います。

さらに、第三者に譲渡する場合も、**譲渡対価が出資者の出資割合に応じて分配される**ので、出資金の整理が重要です。

©TKC全国会 2022 33

33

医療法人の事業承継
出資持分の評価



■親族への承継の場合、出資金の評価も問題になります。
出資額が高額になっている場合、事前の対策も検討が必要になります。


評価方法 ①大医療法人 [類似業種比準方式](#)と[純資産価額方式](#)のいずれか低い評価額
②中医療法人 [類似業種比準方式](#)と[純資産価額方式](#)の併用方式と[純資産価額方式](#)のいずれか低い評価額
③小医療法人 [純資産価額方式](#)

■出資金の贈与・譲渡？
■基金拠出型への移行？
■認定医療法人？

©TKC全国会 2022 34

34

医療法人の事業承継
一人医師医療法人の相続・事業承継とその対応



1. 一人医師医療法人ブーム

- (1) 一人医師医療法人制度創設（昭和61年10月～）＋医師優遇税制の改正（平成元年～）により爆発的に個人開業医が法人化した。
- (2) 平成元年 5,063件設立。元年～4年で11,648件の一人医師医療法人設立。
- (3) 設立後25年以上経過した医療法人の事業承継への対応が必要
- (4) 法人の形態は99%超が「持分あり」で「同族経営」。

2. 相続・事業承継への対応

- (1) 後継者はいるのか、いないのか。いる場合、身内か、他人（＝**第三者承継**）か
- (2) 役員退職給与を誰にいくら支給するか。これをどう運用するか。
- (3) 医療法人は解散するか、承継するか。（**M&Aも検討、旧法の医療法人**）
- (4) 従業員の退職金準備など承継費用は準備できているか。
- (5) **COVID-19により廃業やM&Aをしようとする動きがある？**

©TKC全国会 2022 35

35

医療法人の事業承継

TKC全国会

役員の勇退による退職金と課税

1. 退職所得金額の計算（半額課税）

(退職手当等の金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (注)
 (注) 勤続年数5年以下の特定役員は「×1/2」できない。

2. 退職所得控除額（非課税枠）

(1) 勤続年数20年以下（法人化してからカウントする。）
 40万円×勤続年数（1年未満の端数切上）

(2) 勤続年数20年超
 800万円+70万円×（勤続年数-20年）

3. 退職所得は「分離課税」となる（累進緩和）

「退職所得の需給に関する申告書」提出で確定申告不要となる。

©TKC全国会 2022 36

36

医療法人の事業承継

TKC全国会

役員退職給与の適正額(税務上)の算定法

1. 功績倍率法

役員退職給与を支給している他の医療法人の中で、その医療法人と事業規模や退職役員の地位等が類似する法人を選定し、その「功績倍率」にその役員の適正な最終報酬月額及び勤続年数を乗じて計算する方法

(功績倍率法の算式)

$$\text{退職時の適正な役員報酬月額} \times \text{勤続年数} \times \text{功績倍率} \\ = \text{役員退職給与の適正額}$$

2. 「平均功績倍率法」と「最高功績倍率法」

判例では、「平均」が法令の趣旨に最も合致する合理的な方法とされ、採用例も数多い。これに対し、「最高」を用いる場合とは、同業類似法人の抽出基準が必ずしも十分ではない場合や、抽出件数が僅少であり、かつ、当該法人と最高倍率を示す同業類似法人とが極めて類似していると認められる場合などに限られる。

©TKC全国会 2022 37

37

医療法人の事業承継

役員退職給与における「不相当に高額な部分の金額」

TKC全国会

■法人税法では、「不相当に高額な部分の金額」は政令で定める金額と規定している。

■政令（法人税法施行令第70条第2号）

1. 当該役員はその内国法人の業務に従事した期間、
2. その退職の事情、
3. その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況、
4. その他に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額が不相当に高額な部分の金額となる。→ **損金不算入**

©TKC全国会 2022 38

38

医療法人の事業承継

参考: 過大役員退職給与の損金不算入(図表)

TKC全国会

◇過大役員給与の損金不算入（法人税法34②）

役員給与の額(隠ぺい又は仮装経理により支給されたものを除く)のうち、「不相当に高額な部分の金額」は、法人税計算上、過大役員給与として損金不算入とされる。

法人税法施行令第70条第2条

法人税法第34条第2項

過大役員退職給与の判断基準

実質基準

下記の状況に照らして役員退職給与が相当であるか否かを判断する

- ①その法人の業務に従事した期間
- ②その退職の事情
- ③その法人と同種の事業を営む法人で事業規模が類似するものの役員退職給与の支給状況
- ④その他

過大部分 → 損金不算入


退職した役員に対する退職給与として相当と認められる金額 → 損金算入

©TKC全国会 2022 39

39

医療法人の事業承継

判例からみた功績倍率法の問題点



■「平均功績倍率」を使うことの合理性

「この中で、功績倍率法の中の平均功績倍率法は、退職した役員の当該法人に対する功績がその退職時の報酬に反映されていると考え、同種類法人の役員に対する退職給与の支給の状況を平均功績倍率として把握し、比較法人の平均功績倍率に当該退職役員の最終月額報酬及び勤続年数を乗じて役員退職給与の適正額を算定するものであり、施行令72条の趣旨に最も合致するものである…」

■「退職時の適正な報酬月額」が計算の基礎とされる理由

前項「退職した役員の当該法人に対する功績がその退職時の報酬に反映されている。」

※退職時報酬月額は、退職役員の功績を反映した金額であり、不相当に高額でないこと！

■納税者の限界

- ①事業規模類他の他の医療法人の役員退職給与の支給状況を把握することはできない。
- ②平均功績倍率の把握もできない。


出典：東京地方裁判所（平成25年3月22日判決）

©TKC全国会 2022 40

40

医療法人の事業承継

医療法人の役員退職給与についての留意点




- ☑ 勤続年数は個人開業時代をカウントできるか
- ☑ 「功労加算金」の割り増しはできるか
- ☑ 「分掌変更」による支給はできるか
(注) 分掌変更による未払退職金は損金不算入。
- ☑ 役員退職給与を「分割支給」することはできるか
- ☑ 「現物」での支給はできるか
- ☑ 「役員退職給与規程」の作成は必須か
- ☑ 退職金に充当するための「生命保険の解約返戻金」の留意点
- ☑ 不相当に高額な役員退職金と医療法第54条（剰余金の配当禁止）

©TKC全国会 2022 41

41

医療法人の事業承継

死亡退職の場合の役員退職金・弔慰金



TKC全国会

1. 死亡退職の場合の役員退職金・弔慰金

相続税では死亡退職金に非課税枠がある

「500万円 × 法定相続人の数」

2. 弔慰金と相続税課税

相続税では、死亡原因に応じ以下の弔慰金が非課税とされる。

(1) 業務上の死亡……普通給与（月給）の3年分


(2) 非業務上の死亡…普通給与（月給）の半年分（6ヶ月）

©TKC全国会 2022 42

42

医療法人の事業承継

「持分なし医療法人」への移行手続き



TKC全国会

1. 持分放棄の手続き

- ▶ **（社員全員の同意**に基づく）「定款変更」
- ▶ **「持分なし」への移行日は定款変更の認可日**となる。

2. 医療法施行規則 第30条の39

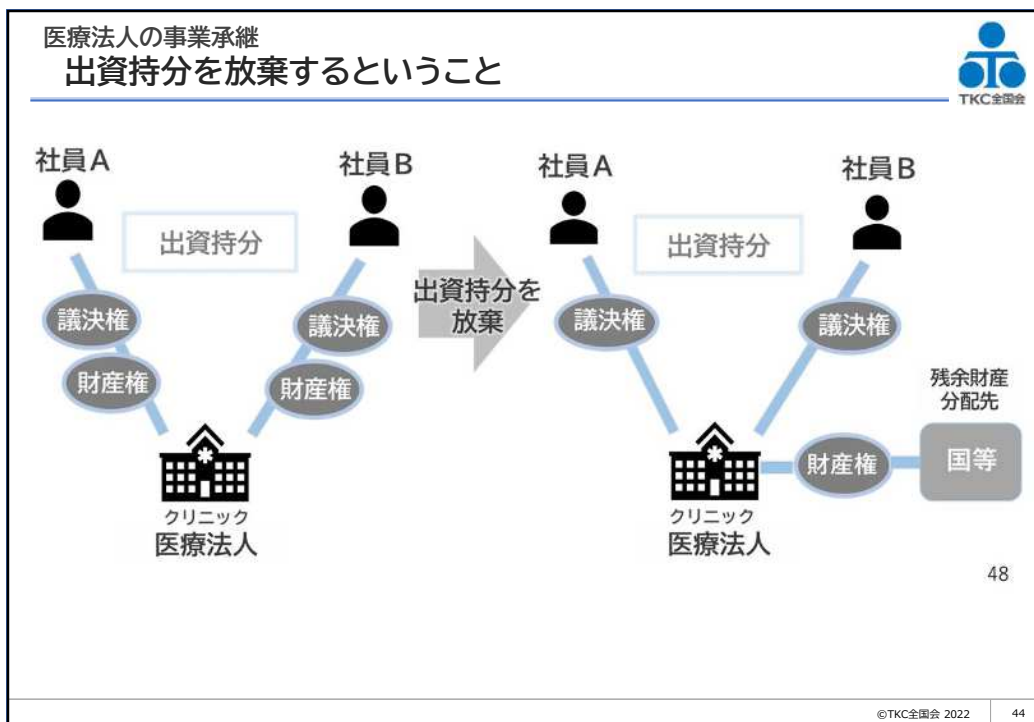
(1号) 社団である医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行することができる。

(2号) 社団である医療法人で持分の定めのないものは、社団である医療法人で持分の定めのあるものへ移行できないものとする。

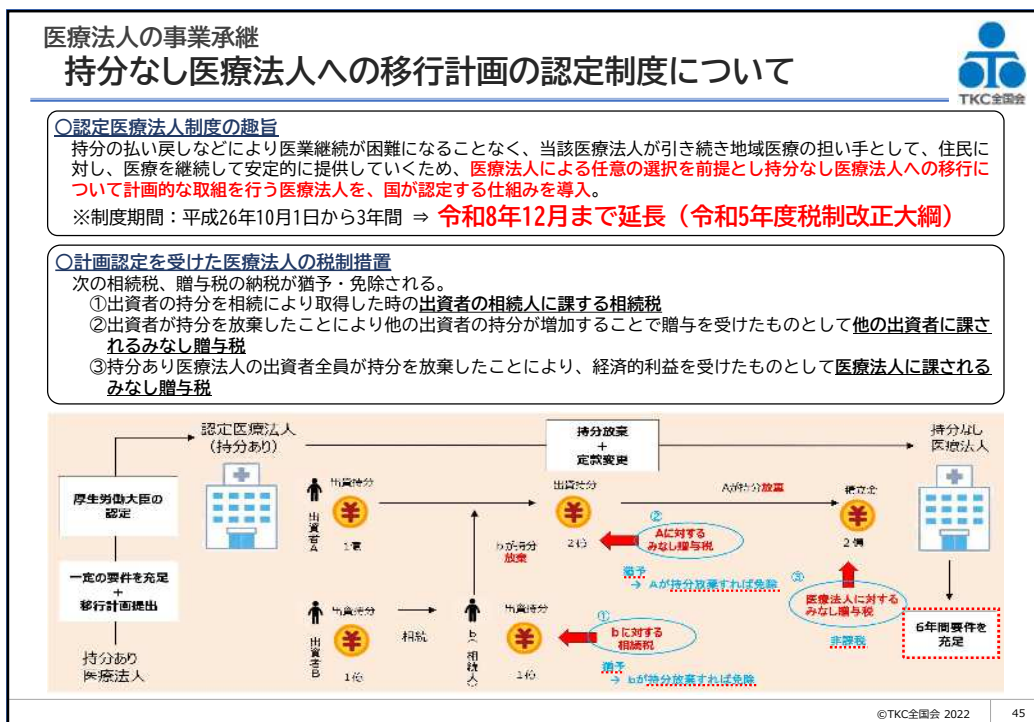
※ **「後戻り」は禁止**されているので注意！！

©TKC全国会 2022 43

43




44



45

医療法人の事業承継
認定医療法人制度の3年3月延長(令和5年度税制改正大綱)



📖 令和5年度税制改正大綱 (44ページ)

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等について良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、次の措置を講じた上、その適用期限を3年3月延長する。


- ①相続税・贈与税の納税猶予制度等における移行期限を、移行計画の認定の日から起算して5年（現行：3年）を超えない範囲内のものとする。
- ②その他所要の措置を講ずる。

➡ 認定医療法人制度3年3月延長
適用期限：令和8年12月末まで

©TKC全国会 2022 46

46

医療法人の事業承継
「運営に関する要件」→「非課税8要件」(医療法施行規則57の2①)



経過措置医療法人の「運営」と「事業」について、次のいずれにも該当すること

<運営>


- ①法人関係者に対し、特別利益を与えないこと
- ②役員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を定めていること
- ③株式会社等に対し、特別の利益を与えないこと
- ④遊休財産額は事業にかかる費用の額を超えないこと
- ⑤法令に違反する事実、帳簿書類の隠蔽等の事実その他公益に反する事実がないこと

<事業>


- ⑥社会保険診療等（介護、助産、予防接種含む）に係る収入金額が全収入金額の80%を超えること
- ⑦自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一基準でよること
- ⑧医業収入が医業費用の150%以内であること

©TKC全国会 2022 47

47

| | |
|--|---|
| <p>医療法人の事業承継</p> <p>特別利益供与で留意が必要な点</p> |  <p>TKC全国会</p> |
| <p>Q1 特別利益供与の有無を誰が判定するか…</p> <p>Q2 厚労省は、取引をどうやって把握するか…</p> <p>Q3 認定申請時に立入検査はあるのか…</p> <p>Q4 理事長専用の「社宅」は特別利益供与になるか…</p> <p>Q5 勤務医師招聘のための「医師専用社宅」は認められるか…</p> <p>Q6 理事長専用「車両」の留意点は何か…</p> <p>Q7 各種会員権はどうなる…</p> <p>Q8 MS法人との取引の留意点は何か…</p> <p>Q9 理事長個人が所有する建物は診療所として賃貸できるか…</p> <p>Q10 理事長の親族役員・親族従業員に給与は支払えるか…</p> <p>Q11 役員対象の生命保険には加入できるか…</p> <p>Q12 過去に特別利益供与があった場合には認定申請できないか…</p> | |
| <small>出典：国税庁HP「持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度Q&A」 (https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000951888.pdf)</small> | |
| <small>©TKC全国会 2022 48</small> | |

48

| | |
|--|---|
| <p>医療法人の事業承継</p> <p>役員給与等、法令違反の留意点</p> |  <p>TKC全国会</p> |
| <p>役員給与等について</p> <p>Q1 役員給与規程がない場合は…</p> <p>Q2 役員退職金規程がない場合は…</p> <p>Q3 理事長報酬はいくらまで認められるか…</p> <p>Q4 現在の年間報酬が1億円だが…</p> <p>Q5 給与を引下げたら認定申請はできるか…</p> <p>Q6 持分なし後、6年過ぎたらどうなるか…</p> | |
| <p>法令違反について</p> <p>Q1 看護師等の法定（医療法）定員不足の場合…</p> <p>Q2 過去に法令に違反する事実があったものの、現在は改善されている場合、どの時点から認定を受けられるか…</p> | |
| <small>出典：国税庁HP「持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度Q&A」 (https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000951888.pdf)</small> | |
| <small>©TKC全国会 2022 49</small> | |

49

医療法人の事業承継

〔事例1〕**相続開始後に納税猶予手続きを経て「持分なし」へ移行**

□財産状況等

- ・相続人は後継者であるAのみである。
- ・出資持分の相続税評価額5億円（出資額1,000万円、利益剰余金部分：4億9,000万円）、その他の財産は1億円で相続財産の合計額は6億円である。
- ・**認定医療法人制度を利用し、納税猶予を受けて、「持分なし」へ移行する。**

【1. 本来の相続税額】

- ・課税遺産額：6億円－（3,000万円＋600万円×1人）＝5億6,400万円
- ・相続税額：5億6,400万円×50%－4,200万円＝2億4,000万円

【2. 相続税の納税猶予額】 ※持分なしに移行した時点で猶予税額は免除される。

- ・課税遺産額：5億円－（3,000万円＋600万円×1人）＝4億6,400万円
- ・相続税額：4億6,400万円×50%－4,200万円＝1億9,000万円

【3. 相続税の納税額】

- ・（1－2）＝ **5,000万円の相続税を納税**する。

©TKC全国会 2022 50

50

医療法人の事業承継

〔事例2〕**相続開始前に「持分なし」へ移行**

□財産状況等

- ・相続人は後継者であるAのみである。
- ・出資持分の相続税評価額5億円（出資額1,000万円、利益剰余金部分：4億9,000万円）、その他の財産は1億円で相続財産の合計額は6億円である。
- ・**認定医療法人制度を利用し、相続開始前に「持分なし」へ移行した。**

【本来の相続税額】 ※相続が開始したときには持分は消滅している。

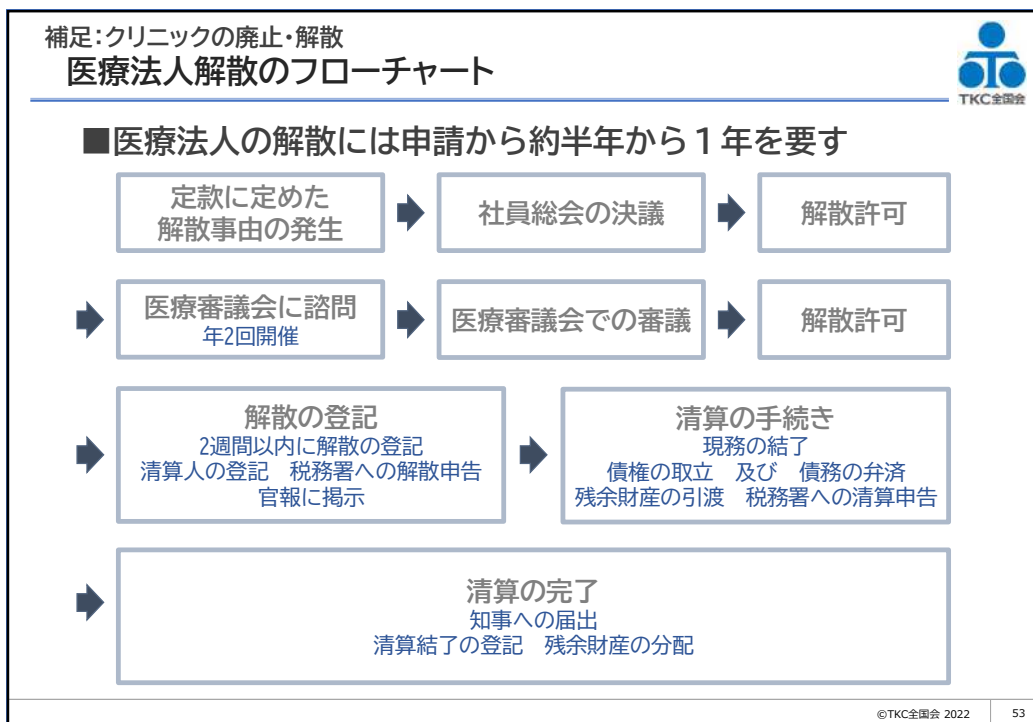
- ・課税遺産額：1億円－（3,000万円＋600万円×1人）＝6,400万円
- ・相続税額：6,400万円×30%－700万円＝ **1,220万円の相続税を納税**する。

©TKC全国会 2022 51

51



52



53

| 補足:クリニックの廃止・解散 閉院までのスケジュール① | |
|--------------------------------|--|
| 6カ月 ～1年前 | 賃貸借契約書の内容確認（テナントの場合） 契約期間、中途解約条項、保証金返還条項、現状回復明け渡し条項etc（6ヶ月前が一般的） |
| | 家主への退店届の提出（テナントの場合） 従業員へ告知 再就職活動を考慮して早めに 早すぎると閉院情報の漏洩とモチベーションの維持が心配 遅すぎると従業員の再就職確保が間に合わないため 6ヶ月くらい前の告知が理想 閉院後の後片づけまでの勤務をお願いします 一定期間閉院情報についてはこ口外しないように依頼 従業員閉院時に「会社都合による解雇」扱いになり 閉院後再就職が見つからない場合でも翌月から 失業保険の申請手続きが可能となる |

54

| 補足:クリニックの廃止・解散 閉院までのスケジュール② | |
|--------------------------------|---|
| 3ヶ月～ 6ヶ月前 | 医薬品、診療材料の在庫調整を開始する 仕入先に返品が可能か確認 有効期間が6か月未満で未開封であっても包装デザインや販売会社が変わっている場合は難しい場合もあり 小ロットでの注文を心がける |
| | 患者引継ぎ先の探索と根回し 近隣の医療機関への声かけ できれば同一診療内容で継続性のある診療所 |
| 3ヶ月前 | 患者への告知を開始する 長期処方患者を基準に3か月前頃から案内 告知方法は、待合室掲示板への張り紙、会計時に口頭案内 ホームページでの告知など 患者引継ぎ先の案内、必要に応じて紹介状を作成 |

55

| 補足:クリニックの廃止・解散 閉院までのスケジュール③ | |
|--------------------------------|--|
| 3ヶ月前 | 医療機器等リース契約解除の手続き まずはリース契約期間中の契約期間の確認 リース契約期間中の解約は解約料と残存期間分のリース料が必要 |
| | 割賦購入の医療機器の場合 閉院後医療機器の保管場所がない場合は残債を一括返済した上で譲渡や売却を行う必要がある |
| | 自己所有医療機器の処分方法の検討 売却の場合 中古医療機器ディーラーへの相談 処分の場合 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターの 産業廃棄物収集運搬業許可を受けた業者か 公益財団法人 産業資源循環連合会加入業者から選定する |
| | |

©TKC全国会 2022 56

56

| 補足:クリニックの廃止・解散 閉院までのスケジュール④ | |
|--------------------------------|---|
| 3ヶ月前 | 内装の解体業者の選定（テナントの場合） 家主の指定業者の有無確認（管理会社へ相談） 指定のない場合は必ず見積りの上で選定 |
| | 現状回復工事内容の確認（テナントの場合） 賃貸契約書の「原状回復と明け渡し条項」を管理会社に確認 スケルトン戻し（コンクリート打ちっ放しの状態） 事務所の仕様に戻すのかで解体費用と工期が変わってくる |
| | 銀行への連絡と返済方法の相談（残債がある場合） 一括返済が前提となるが分割返済は相談必要 |
| | 取引業者への解約手続 薬品卸業者、検査委託業者、レセコン・電子カルテ業者 有線放送、広告看板、ホームページ管理会社、酸素 セキュリティ、清掃会社、自販機、植栽 など |

©TKC全国会 2022 57

57

| 補足:クリニックの廃止・解散 閉院までのスケジュール⑤ | |
|--------------------------------|--|
| 1 カ月 | 地区医師会への申し出 医師会の退会届提出 医師賠償責任保険、小規模企業共済などの申請用紙と取り寄せ |
| | 公共サービスの解約手続き 電気、水道、ガス、電話、インターネット、郵便局 |

©TKC全国会 2022 58

58

| 補足:クリニックの廃止・解散 閉院後の手続き | | |
|----------------------------|----------------|----------------|
| 1. 閉院を伴う行政手続き（医療関連） | | |
| 提出先 | 届 出 | 期 間 |
| 保健所等 | 診療所廃止届 | 廃止後10日以内 |
| | 診療所エックス線装置廃止届 | 廃止後10日以内 |
| | 結核指定医療機関辞退届 | 辞退日 (地域差あり) |
| | 被爆者一般疾患医療機関辞退届 | 速やかに |
| | 公害医療 | 自動消滅 |
| 厚生局 | 保健医療機関廃止届 | 速やかに |
| 都道府県業務課 | 麻薬施用者業務廃止届 | 廃止後15日以内 |

©TKC全国会 2022 59

59

補足：クリニックの廃止・解散
閉院後の手続き



1. 閉院を伴う行政手続き（医療関連）つづき

| 提出先 | 届 出 | 期 間 |
|------------------|-------------------|------|
| 保健所等 | 難病指定医療機関廃止届 | 速やかに |
| 福祉士事務所等 | 生活保護法指定医療機関廃止届 | 速やかに |
| 都道府県窓口等 | 指定自立支援医療機関廃止届 | 速やかに |
| 都道府県窓口等 | 小児慢性特定疾患指定医療機関廃止届 | 1ヶ月前 |
| 社会保険診療報酬 支払基金 | 特定健診・特定保健指導期間廃止届 | 速やかに |
| 医師会 | 学校医退会届 | 速やかに |
| | 母体保護法指定証返納届 | 速やかに |

©TKC全国会 2022

60

60

補足：クリニックの廃止・解散
閉院後の手続き



2. 閉院を伴う行政手続き（税務関連）

| 提出先 | 届 出 | 期 間 |
|----------|-------------------|----------|
| 税務署 | 個人事業の廃業等届出書 | 廃止後1ヶ月以内 |
| | 給与支払事務所等の廃止届出書 | 廃止後1ヶ月以内 |
| | 所得税の青色申告書の取りやめ届出書 | 翌年3月15日迄 |
| | 事業廃止届出書（消費税課税事業者） | 速やかに |
| 都道府県税事務所 | 事業廃止等申告書 | 速やかに |

©TKC全国会 2022

61

61

補足:クリニックの廃止・解散

閉院後のカルテ等の保存について



1. カルテ・エックス線のフィルムの保存義務

- ・カルテ→診療完了後5年保存（患者の賠償請求権は???)
- ・フィルム→診療完了後3年保存
- ・じん肺健診で使用したフィルムは7年間保存義務あり

2. 診療報酬の振込口座（過誤精算のため）

- ・社保、国保とも閉院後5年は温存
- ・診療報酬の請求権の時効が令和2年4月より3年から5年に延長された

3. 紙カルテ・エックス線フィルムの保管方法

- ・自己所有の保管場所（自宅、倉庫、物置など）に保管し、期限がきたら処分するのが一般的
- ・カルテ・フィルム保管サービス（外注）の利用

©TKC全国会 2022

62

62

補足:クリニックの廃止・解散

閉院後のカルテ等の保存について



4. 電子カルテの場合

- ・ハードディスク、DVDなどの電子記録媒体に保存

5. 税務関連の書類

- ・税務調査の遡及が7年のため7年間保存が必要
（決算書、貸借対照表、損益計算書、総勘定元帳、仕訳帳、棚卸表、領収書、預金通帳、借用書等）

6. 労務、社会保険関連の書類

- ・労務関連書類 → 3年
（労働者名簿、賃金台帳、労働保険）
- ・雇用保険被保険者関連書類 → 4年
- ・健康保険、厚生年金関連書類 → 2年
- ・健康診断個人票 → 5年

©TKC全国会 2022

63

63

補足：クリニックの廃止・解散
閉院時における人事労務問題



1. 退職金について

- ・退職金は労働基準法に定められているものではなく医院の内規による福利厚生（退職金規定や就業規則に定義）
- ・規定がない診療所が多いのが実情
- ・しかし、これまで支えてくれた職員に対する退職金は必要では？
- ・支給額については顧問税理士、社会保険労務士に相談

2. 未消化の有給休暇に関するトラブル

- ・人員不足等で従業員が有給休暇を十分取得できていない？
- ・閉院まで限られた期間に有給休暇を消化しようとする診療体制に悪影響を及ぼす場合がある
- ・早めに有給休暇の計画的消化を進める
- ・話し合いの上で有給休暇の買取を提案する

©TKC全代会 2022

64

64

○レジュメに挿入した資料等の出所一覧

- ・令和2年度、令和5年度 与党税制改正大綱
- ・厚生労働省 平成31年度税制改正資料（HPより）
- ・経済産業省、中小企業庁 平成31年度税制改正資料（HPより）
- ・報道機関向け平成31年度税制改正に関する説明資料
- ・経済産業省、中小企業庁 「経営承継円滑化法」個人の事業用資産についての相続税、贈与税の納税猶予制度の概要（2019年4月施行）
- ・国税庁「個人の事業用資産についての贈与税、相続税の納税猶予・免除（個人版事業承継税制）のあらまし（令和元年5月）」
- ・「持分の定めのない医療法人への移行認定制度の概要」
～令和2年4月1日 厚生労働省医政局医療経営支援課～
- ・厚生労働省「令和2年（2022年）医師・歯科医師・薬剤師統計」
- ・帝国データバンク「全国企業『後継者不在率』動向調査(2022)」
- ・日医総研「ワーキングペーパー2020年1月6日 No. 440」
- ・厚生労働省「医療施設動態調査、介護サービス施設・事業所調査」
- ・国税庁「国税庁統計年報書」

©TKC全代会 2022

65

65



ご静聴ありがとうございました

TKC全国会 医業・会計システム研究会

<http://www.tkc.jp/igyoku>

E N D